

1. 議事日程

〔令和元年第4回安芸高田市議会12月定例会第3日目〕

令和元年12月11日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第81号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
日程第3 議案第82号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議案第83号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第84号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第85号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第7 議案第86号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第87号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
日程第9 議案第88号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第89号 令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第11 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	新田和明	2番	芦田宏治
3番	玉重輝吉	4番	玉井直子
5番	山根温子	6番	前重昌敬
7番	石飛慶久	8番	児玉史則
9番	大下正幸	10番	山本優
11番	熊高昌三	12番	穴戸邦夫
13番	秋田雅朝	14番	塚本近
15番	金行哲昭	16番	青原敏治
17番	水戸眞悟	18番	先川和幸

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

5番 山根 温子 6番 前重 昌敬

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長	浜田 一義	副市長	竹本 峰昭
教育長	永井 初男	総務部長	西岡 保典
企画振興部長	猪掛 公詩	市民部長	岩崎 猛
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田 雄司	産業振興部長	重永 充浩
産業振興部特命担当部長	行森 俊莊	建設部長兼公営企業部長	蔵城 大介
教育次長	土井 実貴男	消防長	山平 修
会計管理者	兼村 恵	八千代支所長	佐々木 早百合
美土里支所長	寄実 正次郎	高宮支所長	児玉 晃
甲田支所長	宮本 智雄	向原支所長	佐々木 幸浩
総務課長	内藤 道也	財政課長	高藤 誠
政策企画課長	河本 圭司		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡 雅昭	事務局次長	佐々木 浩人
総務係長	國岡 浩祐	主任主事	岡 憲一

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

- 先川議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 先川議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、5番
山根温子さん、及び6番 前重昌敬君を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~
日程第2 議案第81号 令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
日程第3 議案第82号 令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予
算（第2号）
日程第4 議案第83号 令和元年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正
予算（第1号）
日程第5 議案第84号 令和元年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算
（第2号）
日程第6 議案第85号 令和元年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正
予算（第2号）
日程第7 議案第86号 令和元年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第87号 令和元年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補
正予算（第2号）
日程第9 議案第88号 令和元年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正
予算（第2号）
日程第10 議案第89号 令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1
号）

- 先川議長 日程第2、議案第81号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から、日程第10、議案第89号「令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの9件を一括して議題といたします。
本案9件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。
予算決算常任委員長 青原敏治君。

- 青原予算決算常任委員長 おはようございます。
予算決算常任委員会の報告をいたします。
12月9日付で本委員会に付託のありました、議案第81号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」から、議案第89号「令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの9件の審査結果に

ついて報告をいたします。

付託された9議案につきまして、12月10日に委員会を開き、慎重に審査をいたしました。

議案第81号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億8,885万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ226億1,609万8,000円とするもので、人事院勧告による人件費の調整、ふるさと応援寄附に関する経費、八千代町の保育園の造成に関する経費、田んぼアート公園整備に関する経費、施設修繕に関する経費などが主なものとなっております。

審査を通じて出された特徴的な質疑とその答弁は、次のとおりであります。

消防本部の所管につきましては、委員より、「新たな119番通報システム導入は、外国人や聴覚・言語機能障害者の通報に対応できる体制を構築すると説明があったが、市民への広報等はどうやって行うのか。また、外国人の方には多言語で広報を行うのか。」との質疑があり、執行部より、「広報あきたかた、消防本部ホームページ、お太助フォン等を利用して広報を行う。とりわけ、外国人の方への広報については、人権多文化共生推進課と連携しながら、外国人を雇用している企業等を中心に、より効果的な周知を図る。」との答弁がありました。

産業振興部の所管につきましては、委員より、「観光費の財源内訳で、特定財源が地方債において4,100万円減額となり、その他財源として5,420万円増額となっているが、その他の財源内訳と、その特定財源の充当先を伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「その他の財源は企業版ふるさと納税で御支援をいただくものであり、当初予算の3,000万円に、5,420万円増額している。充当先は、田んぼアート事業に係るものであり、当初、過疎債と企業版ふるさと納税で考えていたが、企業版ふるさと納税がふえたため、過疎債を減額している。」との答弁がありました。

教育委員会の所管につきましては、委員より、「明官地廃寺跡の土地の購入は、その価値を見据えて購入すると思うが、費用対効果ははかりにくい部分がある。なぜ費用を増額して買うのか、明確な考えを伺いたい。」との質疑があり、執行部より、「この廃寺跡は、今の段階では大きな発見にはつながってはいない。地主の方が土地を守ってこられているが、今後、別の用途になり調査できなくなる可能性もある。市全体の遺跡調査の観点から、今後の調査を考えたときに、手おくれになる可能性を考慮し、今回土地の購入に踏み切った。」との答弁がありました。

次に、議案第82号「令和元年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」から、議案第89号「令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第1号）」までの8件の特別会計は、平成30年度決算の額の確定による剰余金の繰り越しと一般会計繰出金の整理、人事院勧告による職員給与費、施設の修繕に関する経費などに伴う予算計上が主なもの

でありました。

各会計の歳入歳出について、それぞれ慎重に審査した結果、補正額、補正内容等、適正であると判断し、議案第81号から議案第89号までの9議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○先川議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○先川議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、本案9件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○先川議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第81号「令和元年度安芸高田市一般会計補正予算(第3号)」の件から、議案第89号「令和元年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案9件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○先川議長 起立多数であります。よって、本案9件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 一般質問

○先川議長 日程第11、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は、持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、「次の質問に移ります」等の発言をし、明確にわかるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

1番 新田和明君。

○新田議員 おはようございます。

1番、新田和明でございます。

通告に基づき、大卒4点について、質問いたします。

まず、浜田市長におかれましては、質問前ですが、約12年の間、大変お疲れさまでした。最後の最後まで、浜田市長らしく、2020年4月17日の任期満了まで安芸高田市をどうか全力で引っ張って行ってください。よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、Society5.0について質問します。

Society5.0という名称は、聞かれたことがない方が大半だと思いますので、このことは人間の進化によって社会が変革されたとのイメージで、まず聞いておいてください。

まず、Society1.0、これは狩猟社会、人間がまず食べるというところから、まず進化してまいります狩猟社会。それからSociety2.0、農耕社会。それからSociety3.0、工業社会。ものをつくってそれを製品にして、それを販売していく。利益を得て、また商品を買って、という時代に変化してまいります。それから、Society4.0、情報社会であります。さまざまな企業が考案した製品を利用客として使うだけではなく、使った情報をもとに、人工知能が応用し、使用者に合った情報提供を行う社会全体の仕組みにつくり上げることが、Society5.0であります。

ちょっとここで例え話をさせていただきます。私もFacebookを使っております。市長ももちろん使っていると思います。インターネットで、私はチョコレートが大好きで、実はチョコレートをインターネットショッピングで買ってます。なぜかFacebookの中へ、そのチョコレートのお得な商品が、広告として出てくると。なぜなのかわりと調べてみました。シュリンクと言うか、そこがデジタルフォーメーションと言いまして、企業同士が連携して、そこでお客様に一番いい商品を提供していく。これが広告サイト。これがつながってるんだなということを知りました。本当にびっくりしました。

今まで個人情報でそういったことがつながらないって、私自身思ってたんですが、実はもうつながっていたと。じゃあ今後の課題、個人情報どうなるのというのが課題としてありますが、この辺のことについては、今国会も来年の国会ではもう審議しようというところに入ってまいりましたので、それを見たときには安心しましたが、ただものを買った、じゃあその趣味に合ったものをどんどん提供していこうという、本当に社会の仕組みがどんどん変わっているんだなということが、ここで理解できました。

具体的にメリットは何かというところで、インターネットを介し、ものを動かし、社会で飛び交っている情報をビッグデータとして活用することで、人ともものがより簡単につながっていくことであります。それによって、経済の発展や、社会的問題の解決を行い、人間が質の高い生活を送ることができる。そんな社会を目指す仕組みであります。活用例として、先ほどお話しさせていただきましたけれども、皆さん御存じのとおり、ドローンや、人工知能がついたスマートフォン、自動走行車、無人ロボット、遠隔操作機械など、最新技術を駆使することで、人間の不便さを解消し、便利な社会を構築することが可能になりました。

また、県でもデジタルトランスフォーメーションと題して、ビッグデータの活用の推進を始めたところでもあります。また国の考えとしては、少子高齢化の問題、世界の先進国と比較し、日本の生産性の低さがまだまだ問題視されております。さまざまな社会の課題の解決や、改善する

仕組みとして掲げたのがSociety5.0の政策であります。本市は合併して15年が経過、近い将来、合併後に採用した職員が、市の中心軸となつてまいります。旧町時代の地域文化や歴史など、さまざまなデータの保管や管理をどのように後世に引き継いでいくのか、重要な課題であります。人口減が急加速する中、職員の適正化も求められていく上で、膨大なデータを最適な方法で管理する新たな仕組みを構築することが必要と考えます。

そこで、市長や企画振興部長も一定の理解を示されている、Society5.0の仕組み導入をすることで、今まで人が行っていた作業を人工知能を利用することで、本市の過去からの膨大なデータを活用し、導き出される情報によって、正確な質の高い施策など、これから本市が進むべき方向性を決める素案や、事業改善策等が得られると考えます。Society5.0のシステムを安芸高田市基本計画に盛り込む必要があると考えますが、お考えをお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

先ほどは、私の退任について身の余る激励の言葉ありがとうございました。来年4月までに時間があるので、しっかりとまちづくりを行っていきたく思っていますけれども、やめてからもしっかりとこれまでの経験を生かして、応援団にはなっていきたい、頑張っていきたいと思いません。ありがとうございました。

ただいまの「Society5.0の基本計画への反映」についての御質問にお答えいたします。

Society5.0で実現する社会、I o Tで全ての人ともものつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、課題や困難を克服できるとされております。

また、人工知能A Iにより、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行車などの技術で、地方の過疎化などの課題が克服される新たな社会と言われております。

本市におきましても、市の活性化や市民の福祉向上を目指し、Society5.0の新たな社会に対応した施策を展開する必要があると認識しております。

現在策定中のまち・ひと・しごと創生総合戦略、今後見直してまいります総合計画後期基本計画におきましても、Society5.0の目指す社会を意識し、施策に盛り込んでいくように考えております。

私もSociety5.0というのは、この中山間地、過疎にとって、絶好の追い風と思っています。このチャンスを生かして、今までできなかった、田舎、東京でできなかったこと、広島でできないことをこの安芸高田市で実現することによって、市民の活性化、負託に応えていきたいと、かように思っておりますので、どうか御理解を賜りたいと思えます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 次に入ります。

インターネット普及により、個人や事業者は多様なサービスを利用し、生活の利便性が飛躍的に向上いたしました。市長も広報あきたかた12月号の市長コラムの中で、Society5.0によって、行政課題の解決策としてAI技術を使って、人を支援する、さまざまな事例を紹介されています。

そこで、本市の方向性を決めていく上で、市民が何を求め、どのような生活環境をつくり出すことが、満足度向上につながるのか。また文化や歴史など、豊富な資源を総合的に活用することなど、何を優先にするべきなのか。情報革新と言われる、安芸高田市イノベーションが求められています。IT、AIを本格的に活用されてははいかがでしょうか。先ほどの答弁の中にありましたが、再度ここをお願いします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「IT、AIの本格的な活用」についての御質問にお答えします。

これまでの情報社会では、人間が情報を解析することによっての価値が生まれてまいりました。Society5.0の社会では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えたAI、人工知能が解析し、その結果がロボットなどを通じて、人間にフィードバックされることで、これまでできなかった新たな価値が、産業や社会にももたらされることとなります。

本市におきましても、Society5.0の新たな社会を目指すことは、地域の活性化のために必要であり、大きな希望につながると考えております。

御指摘のITやAIの活用につきましては、地域での移動手段、地域医療、農業、災害対策など、さまざまな分野において、可能なものから取り入れていくように努めてまいりたいと思っております。

特に、中山間地域、今当面感じることは、僻地の医療、地域医療につきまして、お医者さんがおらんから医療できんのじゃなしに、技術を克服しながら、サービスを落とさないように、課題を解決していくのは、Society5.0の世界でございますので、こういうことをやっていきたいと。

ただ、何をやったらいいかというのは、私を含めて職員と一丸になって、これからの課題というのはいっぱいあると思うんですよね。農業においてもあります。いろんな産業においてもあります。こういうことを克服しながら、課題を共有しながら、やっぱりこのことをやっていかないと、いい成果は生まれてこないと思います。国、県も、これ始めたばかりなんで、提案をしていくことが大事なんで、先取りをして、うまくお金もとれるように、頑張っていきたいと思っております。

一番今危惧しているのが、情報データが集まるかどうかですよ。みんなこの病院のデータが集まるかどうかということ。データが集まらんと、その人工知能を活用した有効な活用できないんで、こういう手短などこ



ろから、しっかりしていかないと絵にかいたもちになっては困りますんで、皆さんと一緒にこのことによって過疎を克服、人口減対策に努めてまいりたいと思います。御理解してください。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 先ほど市長がおっしゃったとおりで、まさにこの中山間地は人もものも含めて、大変な不便さを感じられている方が随分いらっしゃると思います。そういった中で、こういった仕組みを使っていくというのは、すごく効率よくできるなというのは、いろんな事例の中でも感じておりますので、特に医療という面では、それこそ市長がおっしゃったとおりで、課題がたくさんあると思います。だから、膨大なデータは県も持ってますし、国ももちろん持ってます。そこでやっぱりしっかり要望しながら、何とか安芸高田市を発展させるために必要なんだと、やっぱり強く要望いただきたいなと思います。

9月定例会一般質問で、AIのビッグデータを活用し、安芸高田市の魅力を最大限に発揮できる仕組みについて質問したところ、さまざまなことを考えてるところまでは理解できてたんですが、私からは提案として3点ですね。先ほど市長からの答弁もありましたが、さまざまなビッグデータをまず要望していただきたいということ。二つ目には、本市のあらゆるデータをまず集約する仕組みができないかと。私、ある支所に今回行かせていただいて、支所のいろんな資料室も見させていただきました。本当に細かく、また丁寧に、きちっと整理整頓されておりました。だけれども、それをどう使うかっていうのが、今後のやっぱり課題になると思いますので、どうかまずは集約するというのを2点目、それから3点目はソサエティー事業部ですね。皆さんも一生懸命職員の方されてますけれども、なかなか二度手間ではできない、恐らく仕事なんで、これは事業部として、きちっと立ち上げていただくということをまず考えますが、ここ3点、市長あればお答えください。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員非常に勉強されてまして、データの活用というのは、まず我が市のデータもしっかり活用しないといけない。ただ、データだけじゃなしに、いわゆるITの世界に入れるようにしないといけないんで、こういう意識からデータ活用って要ると思います。我が町のこともやるんだけど、県もやってもらわにゃ困ると、国もやってもらわにゃ困ると。それらを総合的に機械を使うことによって、機械が人間に近づいてくるということで理解してますんで、おっしゃるとおり、本市のデータを見直して、本当に活用できるかどうかとか、というようなデータはあるんだけど、そういう面から整理をしていきたいと思ってます。

それから、Society5.0に対しての組織づくりでございましてけれども、これは当然やっていかないと。ただ、やっていくというんじゃない

しに、どういう課題を見出した上でやっていかないと、何のことかわからないので、こういう課題があるから、こういう組織づくりをしていくんだというところまではいかないと。100点にならんかもわかりませんが、その辺を踏まえながら、組織づくりは大事だと思っておりますので、こういうことは職員とも情報の共有をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 活用については、さまざまな課題はあると思いますが、どうか県、国へしっかり要望していただいて、何のために、何をやりたいという、安芸高田市としての目標、どこに向かっていきたいというのをどうか幹部職員で団結していただいて、答えを出していただきたいなと思っております。

AIというのは、傾向性や予測されることは瞬時に答えてはくれますが、最終的には人が決めることが大切であります。

市長、犬、例えば犬っていう漢字、動物を見ただけで犬っていう漢字がイメージできますよね。AIだとこれ実は物すごい難点なんですよね。できないっていうのが基本になってます。それぐらいAIというのは応用力と言うたら、ほぼ皆無に等しいというふうに理解されていたほうがいいと思っております。

人っていうのは、挑戦する勇気とか、集団で集まれば知恵がわき、またさらなるいろんな人が集まったら、違う考えを議論しながら、また団結の力がわいてくるという、やっぱり人っていうのは、想定外の力が発揮できる、そういったことだと私は思っております。

また、安芸高田市の次世代の人材として、これから2030年、2040年に向かって、活躍できる、そういった若い職員をどうか採用、ここで抜てきしていただきたいなと思っております。総務部長も心配されたいと思っておりますが、コスト面では、国の動向をしっかりと、常にチェックしていただいて、同規模の自治体と共同利用がまずは理想と考えますが、人工知能の注意点としては、近隣市町と連携を組んだ時に、同じことをやってしまう。例えば三次市さん、北広島町さんと同じ情報を使ってしまったら、恐らく同じ答えが出てきてしまう可能性が高いので、その辺はしっかりと注意していただいて、全国規模でのシステム運用を共同利用していくということもしっかり研究していただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に入ります。

2番目、防災関連のシステム運用について。障害者や高齢者の災害等の緊急時対応について伺います。

障害者や高齢者に対し、本市では、避難行動要支援者制度があります。この制度では、高齢者は要介護3・4・5のみ対応が可能、障害者は身体障害者手帳1・2・3級所持者、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者、療育手帳マルA、マルB所持者、さらに仕組みの中に、自力で避難がで

きない方となっています。対象者以外におひとり暮らしの高齢者は、自力で避難が困難な方が多く、どのように把握されるのか。さらに障害者の方でこの仕組みを理解されていない方に、どのように対応していくのか、課題と考えます。

現在の対応策と今後の対応について、お考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「障害者や高齢者の災害等の緊急対応」についての御質問にお答えします。

議員の御質問にありますとおり、障害の程度など、一定の要件を満たす方を名簿に登録し、災害時には消防、警察、民生委員・児童委員、自主防災組織等の方に支援をしていただくのが避難行動要支援者支援制度でございます。本市におきましては、この避難行動要支援者名簿を作成し、昨年度末までに各支援関係団体に配布を行い、個別の支援計画の策定をお願いしているところであります。

しかしながら、支援者の負担や個人情報取り扱いなどの課題もあって、なかなか策定に至っていないのが現状でございます。

議員が御指摘のとおり、要件に該当しないが自力で避難できないという人をいかに名簿に反映させるかも課題でございます。

ただ、現在の状況では、名簿に幾ら反映しても、支援体制が整わないという課題もございますので、まずは一部の地域でもいいですから、モデル的にでも、支援計画を整えていただけるよう努めてまいりたいと思っております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 かなり課題はあるとは思いますが。災害時緊急避難については、先ほど市長おっしゃったとおりで、自主防災組織民生委員、地域振興会、また消防団等が担っていただいと思えます。また、要支援者名簿に登録されていない方っていうのが、すごく課題ということは私も認識して、地域のほうからもいろいろ聞いております。また災害地域の声としても、支援する人の、支援する側の責任や負担が重くなる。避難者名簿の取り扱いにちゅうちょするとか、個別計画を立てることが本当に難しいということをお聞きして、この災害のときに聞かせていただきました。

例えば、昔だったら、どうだったのかといえば、恐らく向こう3軒、両隣へ必ず声をかけたと思うんですね。そういったことが防災意識につながっていったんじゃないかなと思います。ふだんからの声掛け、関心を持つことで意識すること、大変と思われる方へのおせっかい力、今はそういったおせっかい力は要らん世話よと言われながらも、ここの家心配だなと思うのが、何となくわかると思うんですね、皆さん。そこに対して、不審者と思われないように、日ごろからの挨拶とか、そういつ

たことからの声掛けが大事かなと思います。このおばあちゃん逃げられたんだろうとか、このおじいちゃん大丈夫じゃろうとか、本当に気にかけてあげるといところから、スタートしてくるんじゃないかなと思います。

人工知能が発達し、人と人との交流が少なくなった、今だからこそ求められているように思います。啓発活動を主として、こういうことはできないでしょうか。市長のお考えがあれば伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提言ありがとうございます。

まずは地域の平素からの声掛けとか、連携が大事だと思います。このことを怠っていると、いざ災害という時も、ただ先ほどプライバシーとかって言いましたけれども、連携の中で家族の方も踏まえた話の中で、こういうことも理解してもらわんと、全然話もせんのに入ってきたら、何でうち黙って入ったんかとかかなりますんで、そういう大事なことを地域で連携してもらわなければいけないと思っています。

そういう意味で、生活支援員制度と地域に言ってるんですけども、この実態を行政が把握してないのが実態なんです。地域に民生委員さん、嘱託員制度とかございますけれども、地域の全体をちゃんとわかって地域ケアマネができるようなシステムをつかっていきたいと思っています。そのためには、ちゃんと地域の方々の存在や状況、今ちょっと地域おられないけれども、子供さんところに行つとるよとかですね。こういうことを踏まえた連携が大事だと思っています。行政としてもここは高めるように、この地域支援制度というのをさらに充実していきたいと。地域の方々には個人ケアマネはあるんですが、地域の方で、老人の施設がどのぐらい要るかとか、ケアマネがどのぐらい要るかとかいうような、全体的な行政把握をしたいので、こういう地域ケアマネはこれからも充実していきたいと思っています。

これ、外国人も含めての話なんですけれども、外国人の方々もただ災害と言うんじゃないに、平素からこういうところに、こういう連絡するんだということをしていかないと、なかなか安芸高田市には住んでくれないと思っていますんで、考えていることは議員さんと全く一緒でございますんで、御理解賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 家族を含めて、しっかり連携するということを私も大切と考えます。とにかく、災害によって一人も犠牲者を出さないと、そういった本市を目指すのであれば、どうか真剣に地域と向き合っていくと。またモデル的な地域、先ほど市長おっしゃいましたが、そういったところも必要かなと考えます。

これは最後に提案で終わります。安芸高田市バージョンのマイタイム

ライン、要は災害時、災害が発生したときに自分がとるべき行動のチェックリストとか、もしくは家族や周辺に対して、自分も含めて、家族周辺にどう声をかけるか、っていうのを前もって、家族でまず組んでいく。それを自治体が促していくというのも一つ方法があるんじゃないかなど私は考えます。どうかそこは提案として終わりますので、よろしく願いいたします。

次に入ります。

消防団の位置づけとして、24時間365日、火災時の消火活動や災害時の救助活動を行っていただいております。ことし、予算決算常任委員会と同僚議員からエアコン、テレビの消防団詰所への設置について質疑があったとき、「市として設置の考えはない。消防団関係者で設置はお願いしたい。」との答弁だったと思います。再度お考えを伺います。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　浜田一義君。

○浜田市長 　　先ほどの答えはいいと言われたんですけども、実は今地域の中でもそういうことをやっておられるところがございます。自主防災組織というのがございまして、災害時には誰がどの人を見ようかとか、どこと連絡とろうとか、もう個々に決めてあるんですよ。これは甲田町の小原というところでやっておられますけれども、こういうようなことが大事だと思います。

シミュレーションもされてますので、いざ災害になったら、点呼、誰がおらんとかじゃなしに、責任を持って、この人の存在を確認するというのを個別に決めておられます。これがいいか悪いかは別にしましても、こういうことをやってあると、しっかりとした防災対策をとれると思いますんで、こういうことを地域でしっかり考えてもらいたいと。行政もその辺をよく支援していただきたいと思っております。

ただいまの「消防団詰所へのエアコン等の設置」についての御質問にお答えします。

夏場の災害出動時に、消防団員が詰所で待機する際に、冷房や情報源としてのテレビが必要なので、市の予算によって整備するべきではないかという御意見でございます。

確かに、温暖化が進み、豪雨災害が増加する中、消防団活動に従事される団員のために、これからの整備が課題の一つとして感じております。

その一方で、消防車両やポンプの整備などの課題もあり、限られた予算の中、消防活動に直結したものから優先度を考慮し、消防団の意見も踏まえながら、総合的に対応を考えていきたいと思っております。

先般、できないと言ったんですけども、全体として考えさせてもらいたいということ、優先度の高いものからやっていきたいと。また必要であれば、予算の増額も考えていきたいということでございますので、御理解を賜りたいと思っております。

○先川議長 　　以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 大切な消防車両なんで、そこは最優先とするべきと私も思います。ただ、時代もどんどん変わって行って、ひょっとしたら今からの世代については、それはもらうことが当たり前じゃないのというふうな時代になるかもしれない。その辺もしっかり検討いただきたいなと思います。

今後の新設や修理などのメンテナンスや、旧町時代からのさまざまな課題はいろいろあると思います。統一した方向性を主として、管理されていくことを今後の課題として、次の質問に入ります。

災害時の避難所に、食料やパーテーションなど、災害時備品関係をどのように配備されているのか、状況を伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「避難所の備品等の配備状況」についての御質問にお答えします。

備蓄物資につきましては、本庁及び各支所に分散して配備しており、避難場所を開設した際に、必要に応じて、必要な物資を避難場所へ配送しております。

現在、市が備蓄しているものとしたしましては、乾パン、アルファ化米、ビスケット、飲料水、毛布、簡易トイレ、段ボールベッド、エアーマット、簡易ベッド、パーテーションがあります。また、民間企業との応援協定によりまして、市が物資の要請を行った際には、優先的に供給を受けることができます。

さらには、大規模な災害時には、国からのプッシュ型支援により、物資の供給が受けられることになっております。国のプッシュ型支援では、食料や毛布などの基本的な輸送8品目のほか、近年は暖房器具、寝具関係などの支援も受けすることができます。

これらにより、市で備蓄するものは最小限に行い、それ以上のものは協定先や国からの供給で対応するよう計画しているところでございますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 かなりの品物を御準備してくださっているということはよくわかりました。ただ、本庁、支所以外にも小さい基幹集落センターといったところが地域でのそういった避難所となっているところもあるかと思っておりますので、その辺が実際ふだん使っていないところが、緊急時避難所になったときに、清掃とかどうなるのかといったところも、行政だけの責任ではなく、住民の方も含めて一緒になって清掃なり、そういった準備をしていくということも、しっかり考えとっていただければと思います。

私からちょっと提案として、市の各種イベントで、例えば、もうされていらっしゃるかもしれませんが、ハザードマップの張り出し、せんだって、各旧町ごとで県の職員さんが来てくださって、細かな丁寧な説明

がありました。それをもう一度、市としてそういったイベントの際には、しっかり張り出し等行っていただいで、見やすくしていただきたいなと思います。

それとあと、段ボールベッドの組み立てや、もしくは土のうのつくり方、土のう袋のつくり方をわからんのかと思われる方がいらっしゃるかもしれませんが、現実にはつくり方も知らない、中に何を入れるのかも知らないと言われる方もいらっしゃいますので、その辺の考えと、市が今現在備蓄している、先ほどビスケット、乾パン、お水等々の答弁がありましたけれども、そういったものの展示とか、試食とか、自宅での備蓄品を配備していく。そういった啓発ポップだとか、その辺の御準備を今後ないか。それから、災害復旧が長期に及んだとき、先ほど1点、全国的にはファミリールームとして、長期の災害になったときに、どうしても個人的なスペースが必要だという声がすごく多く、それが確保できないことによって、精神的なストレスでさらにまた病気が悪化したりとかいうのも聞いておりますので、もしこの3点でお考えがあれば伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 市としてもこのことにつきましては、そういうイベント時とか老人会などで、乾パンとか備蓄の試食をしてもらったというのはやってるんですけども、議員御指摘のように、もっと回数とか頻度を高めて市民に啓発していく必要がございますので、先ほど土のうのつくり方とか、段ボールベッドのつくり方とか、備蓄品の試食とか、こういうことをやっぱり市民に体験してもらうことによって、防災意識が高まるということになりますので、これまで以上のことは、これから担当課と協議して、強く行っていきたいと思っております。

やってることはやってるんですけども、もっともっと啓発していく必要がございますので、このことは御指摘のように、これからも、これまで以上に啓発をかけていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 次に入ります。

子育てするなら安芸高田市、と市外に発信してまいりたいと市長はいつも常々おっしゃっております。災害時の備蓄品として、液体ミルク常設へのお考えはないでしょうか。液体ミルクは常温で1年間保存が可能、哺乳瓶に移しかえるだけで、すぐに使用でき、お湯や水に溶かす必要がなく、いつでも飲めるという利便性があります。お考えを伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「液体ミルクの備蓄」についての御質問にお答えします。

液体ミルクにつきましては、そのニーズは認識をしておるところでございますが、しかしながら、賞味期限が1年であり、賞味期限が切れるまでの有効活用を考えますと、実際に備蓄できる期間は1年よりも短くなってしまいます。そのため、総合的に考えますと、現在のところ備蓄するに至っていないのが現状でございます。

このほかにも、アレルギー対応食品など、検討すべき備蓄物資が多くございますので、今後におきましても、食料備蓄の検討を行う際に、合わせて課題として受けとめ、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 おっしゃるとおりで、有効期限がごく少なくて、反対にロスになってしまうというデメリットの面も確かにあります。また、アレルギー対策の備蓄も含めて、今後検討していくということでの理解をさせていただいて、次に入ります。

災害時の備蓄品は、賞味期限が先ほどもありましたが、賞味期限が切れる前に必要な人に届けるなど、活用していくことが今後の課題であります。

さらに国も、ことし10月食品ロス削減推進法を施行し、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品をフードバンクとして活用策を考えています。

そこで、本市の災害時備蓄品や市の小売業者の協力で、市フードバンクのネットワーク構築へのお考えについて伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「備蓄食料のフードバンク」についての御質問にお答えします。

備蓄食料につきましては、消費期限がございまして、多くのものが5年でございます。消費期限が近づいた備蓄食料につきましては、市内の小・中学校に配ったり、自主防災組織のイベントで活用していただいたりすることで、有効利用を図っておるところでございます。

また、社会福祉協議会等からの依頼に応じ、生活困窮者へ提供することもございます。

フードバンクにつきましては、例えば庄原市におきましては、社会福祉協議会とNPO法人が連携して実施されていると聞いております。安芸高田市におきましても、このような例を参考にしながら、各種団体と連携しながら取り組んでいきたいと思っております。

フードバンクにつきましても、対応がまだ不十分なところもございまして、メーカーと協力しながら、このリストが大事なんで、こういうことをしていきたいと。

最初は、市役所へ品物を置く場所がないじゃないかと思ってたんです



けれども、リストをつくるだけでも、災害時には対応できると思います。メーカーのほうも社会貢献ということがございますので、ある程度の協力はしてくると思いますので、その辺をしっかりと話しながら、このフードバンクについては検討していきたいと思います。

○先川議長

答弁を終わります。

新田議員に申し上げます。大枠2点が残っております。時間配分のほう、よろしく願いいたします。

新田和明君。

○新田議員

しっかり御検討いただいて、活性化と言うか、ごみも含めて、ごみにしないようなシステムをどうか構築していただくことをお願いして、次の質問に入ります。

小学校授業のICT化について、今年度、ICT機器が各小学校に配備される予定ですが、状況と取り組み、さらに不登校児童に対し、タブレット貸し出しを行い、学習指導していくお考えについて伺います。

○先川議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長

ただいまの「ICT機器の整備状況及び不登校児童に対するタブレット端末の貸し出し」についての御質問にお答えをいたします。

今年度のICT機器の整備につきましては、市内全中学校の普通教室へ電子黒板21台とその関連機器を夏休みを中心に整備したところでございます。また、小中学校のパソコン教室のデスクトップ型パソコン460台を、一斉にタブレット端末に変更し、各普通教室で電子黒板と組み合わせで日常的に授業で使用ができるよう、現在整備を進めているところでございます。

このタブレット端末には、授業支援ソフトを搭載した上で整備をすることとしております。今後は、これらのソフトを効果的に活用することで、協働学習やプログラミング教育などを積極的に推進してまいりたいというふうに考えております。

次に、不登校児童へのタブレット端末の貸し出しについての御質問でございますが、一人1台タブレット端末を整備すれば、個人の専用端末としてさまざまな活用が期待できることは承知しておるところでございます。しかし、今回の整備では、各学校において、1クラスの最大人数分の台数を共同で活用することとしております。

したがって、その活用方法につきましては、議員御指摘の不登校児童生徒への貸し出しも含め、今後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○先川議長

答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員

ぜひ検討いただきたいと思います。

平成28年12月14日に公布の、教育長も御存じのとおり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の観点

から、個々の不登校児童の状況に応じ、ICT機器を活用した遠隔教育で、学習活動の評価として出席扱いとすることができないかということをお伺いします。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の法が整備できたことによりまして、文科省も基本方針を出し、その中でいわゆる学習の最適な学び等につきまして、不登校児童が家庭等で学習することも積極的に、タブレットの貸し出し等によって、支援するよとということがうたわれております。

そのことを踏まえ、まずいわゆるフリースクールの出席扱いに向けて、現在取り組みを進めておるところでございます。これにつきましては、今後市長等の協議を経て、今年度中には現在出席を認めております適応指導教室に引き続いて、フリースクールも認めていくということで考えております。したがって、その次に議員御指摘のように、いわゆる不登校等で家庭において学習した場合も出席扱いにするという方向での検討、研究は進めていきたいというふうに思いますが、その内容等について、少し時間を必要としますので、その点について御理解をいただければというふうに思っておるところでございます。

よろしくお願ひいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 ぜひとも出席扱いできる、本当に熱心な教育ということで、安芸高田市は有名になるというのが私は夢であります。本当に一人一人の児童に対して、ここまで先生っていうのは熱心なんだなっていうのを、訴えていく安芸高田市でありたいなと思っておりますので、どうかその辺をしっかりと研究していただいて、よろしくお願ひいたします。

次に入ります。

総務省の地域ICTクラブ普及推進事業において、安芸高田ストリーム教育フォーラムの地域実証授業が採択されました。すばらしいことであります。本市の教育委員会は、本事業と連携し、プログラミング教室等の活動を通して、地元の小中学生のICT教育の推進を熱心にされておられます。来年、令和2年度からプログラミング教育が小学校の必修科目としてスタートしますが、教職員の新教科に伴う準備と、どのように対応されるのか、伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「来年度から必修化となる小学校のプログラミング教育の準備状況とその対応」についての御質問にお答えをいたします。

その前に、議員御指摘の、いわゆる向原町のストリーム教育フォーラム、ふるさとネットやすらぎ会の皆さん方には、現在も既に小学校を中心に多くの児童が大変お世話になっておるところでございます。教育委

員会としましても、積極的に連携をさせていただきながら、今後も取り組みを前進させていければというふうに考えております。

プログラミング教育に係るこれまでの準備状況でございますが、県内でICT教育を先進的に取り組んでいる学校視察や、県立教育センターが開催する研修会などへ教職員を派遣し、いわゆるプログラミング的思考を身につけさせる効果的な授業等について、理解を深めているところでございます。

今後におきましては、本市独自の研修としまして、文科省が学習指導要領等で例示しております内容にかかわりまして、いわゆる模擬授業等を実施するなど、より実践的な研修会を開催し、プログラミング教育の円滑な実施に向けて準備を現在進めているところでございます。

次に、プログラミング教育にどのように対応されるのかという御質問でございますが、現在進めております先ほども答弁させていただきましたが、タブレット端末には、いわゆるスクラッチというプログラミング教育を推進するソフトを既に入れております。こうしたタブレット端末とプログラミング教育に必要な、これ以上のソフト等を有効に活用しながら、学習指導要領に示された単元を中心に、各学校で年間を通じて計画的にプログラミング教育が実施できるよう、現在取り組みを進めておるところでございます。

どうか御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 向原で行われていました、そういったプログラミング教育を、また教室を、ぜひ執行部の皆さんもどうか見に行っていていただいて、私も見させていただきましてけれども、本当に子供がすごい喜ぶ顔と、本当にそういった顔を見るだけでも、元気になります。安芸高田市の将来を担う子供たちをどうか見守っていただきたいなと思います。

次の質問に入ります。

子供の力を最大限引き延ばす学びを実現するため、遠隔授業の取り組みについて伺います。遠隔授業とはICTの強みである距離にかかわらず、相互に情報の発信、受信のやりとりができ、教師の指導や子供たちの学習の幅を広げることが可能となります。学力向上と子供たちのモチベーションアップに向け、ICTを利用した遠隔授業が望ましいと考えますが、お考えを伺います。これは市長、教育長お願いします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「遠隔授業の取り組み」についての御質問にお答えします。

議員御指摘の遠隔授業につきましては、本市に整備をいたしました光ファイバー網とICT機器を有効に活用することで、距離に関係なく、双方向で情報のやりとりが可能となります。

これらの技術を活用し、遠く離れた学校と学校との交流を現在も一部、

試行的に実施しておりますが、特に授業において、どのように取り入れていくかなど、課題もございますので、今後検討を重ねてまいりたいと思っております。

現在学校統合等で、複式学級などと言ってますけれども、このシステムを使ったら、そういうことが可能になるということでございますが、まだ県教委の見解や国の見解は、授業を教えるだけでなく、コミュニケーションとか、友達とか、こういうことの授業の要素も高いんで、大きな課題としてお互いに受けとめていこうということでございますので、御理解をしてもらいたいと思います。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「遠隔授業の取り組み」についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、ICT機器を活用した遠隔授業につきましては、子供たちの興味・関心やモチベーションを上げることで、学習意欲の向上等につながっていくものと考えております。

先ほどの市長の答弁にもありましたように、本市におきましても、一部でWeb会議システムを活用し、交流を深めたという事例もございます。

今後は、本市に整備された光ファイバー網と、これまで整備を進めてきましたICT機器を活用し、それぞれの学校にしながら、交流ができる授業づくりの構築に向けて、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

昨年度、八千代小学校と船佐小学校、県の授業を通じまして、この遠隔授業の体験学習にも取り組みました。また、今年度は、先般これも八千代小学校でございますが、現在、姉妹都市提携を結んでおりますニュージーランドのダーフィールドハイスクールと八千代小学校の5年生がそれぞれの国の生活について交流するような、これは授業ということではありませんが、交流を深めておるところでございます。

さらに市長のほうから、県教委としっかり連携をして、この遠隔授業について、早急に研究をするようにということの指示もいただいております。

光ファイバー網も整備をされておりますので、先ほど申しましたように、効果的な授業方法の一つだというふうには認識をしており、引き続き研究のほうを深めていきたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 ぜひとも積極的に御検討いただいて、確か安芸高田市は小さな小学校、もしくは少人数のクラスが多いかと思いますが、社会性を培うということと、あとは教職員の方がすごく刺激になると思いますので、その辺

も含めて、どうか早急な御検討をいただいて、1日も早いそういった遠隔授業を取り入れてくださることを希望しておきます。

次に入ります。

職員の業務は、子供たちと触れ合う授業以外に、通知表の作成や教科書の子習、復習、さらに出欠管理やテストの採点など、事務作業は膨大であります。新たにICT支援員を配備し、教職員の補助的な役割が必要と考えます。機器の設定や準備、予期しない機器ふぐあい等、ある程度の機器知識がある支援員が必要と考えますが、お考えを伺います。市長、教育長お願いします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「突発的なICT機器のふぐあい等に対応できる専門知識を有した支援員の配置」についての御質問にお答えします。

市内小中学校へICT機器整備につきましては、本市の子供たちの学力向上を目的に、他市に先駆け計画的に整備を進めてきたところでございます。

文部科学省におきましても、教育のICT化に向けた環境整備計画において、専門的知識を有したICT支援員配置の必要性について言及をしておりますので、国の動向を注視しながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 　　引き続き答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 　　ただいまの「ICT機器のふぐあい等に対応する支援員の配置」についての御質問にお答えをいたします。

先ほどのICT機器の整備状況についての御質問の中でもお答えをいたしました。今年度で市内の全小中学校への電子黒板とタブレット端末の一定の整備が完了し、今後におきましては、これらのICT機器を導入いたします、いわゆる授業支援ソフト、これらを効果的に活用しながら、これまで以上の学習効果を図ってまいりたいというふうに考えております。

これだけの機器が導入されると、予期せぬトラブルが発生することも議員御指摘のように予想されます。日々のメンテナンスとトラブルが発生した場合の対処方法など、操作説明会を通して、事前に学校に十分な説明をしておきたいと考えております。しかし、実際に授業を行う先生方や機器を管理する担当職員による対応にも限界があると考えますので、国が整備計画において示しておりますICT支援員配置方針に基づき、今後配置については国の動向等をしっかり踏まえながら、引き続き調査を進めてまいりたいと考えておるところでございます。どうかよろしくお願いをいたします。

○先川議長 　　以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 教職員の方になかなかそこまでしていただくというのは、本当に重たいことかなと、私は想像しております。メインはやっぱり子供たちをしっかりと見て、教育していくということが本当に先生の使命だなと思っておりますので、できることなら例えば週1回、月に4日間ぐらい、例えば1、2時間程度、例えばトラブルがあったときの設定方法、解除方法、または相談窓口のサポーターとして、そういった雇用ができるんじゃないかなと私は考えてますが、そこもしっかり研究していただきたいと思います。

教育長どうでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 学校現場の教職員への温かい配慮のお言葉もいただきました。ありがとうございます。

先ほど答弁しました、遠隔教育あたりを実際に導入していくとなると、私個人的な主観でございますが、どうしてもICT支援員等の配置が必要になってくるというふうに思います。議員御指摘のように、教師が子供たちにしっかりと向き合い、寄り添うということを抜きにして、教育効果の充実というのは考えられませんので、どんどん機器は入るけれども、その対応で子供へのかかわり等が薄くなるというようなことでは本末転倒ということになるかというふうに思います。そういったことを考えますと、遠隔教育等、本当にすぐれた教育を今後展開するためにも、議員御指摘のいわゆる支援員等の配置というのは、ぜひとも必要になってくるのではないかなというふうに考えますので、引き続き検討を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 今回、国が打ち出した一人1台タブレットとか、PCといった形で打ち出してますけれども、東京都あたりの同僚議員と話をするのも、そういった支援員はやっぱり要ると。東京都内であってもやっぱり必要だということが、教師の負担をこれ以上かけられないというような現実を聞いておりますので、今教育長が答弁してくださったとおりで、しっかりそこは市長とどうか検討いただいて、もし導入されたときにはしっかりそこをやっていただきたいと思います。

次に入ります。

広域ネットワークについて、広域ネットワークは、全長約130キロのインフラ整備から約20年を経過しようとしています。本庁から各支所へつないでいる大切なネットワークケーブルですが、ケーブルの耐久年数は約20年とも言われています。今後の対応について伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「広域ネットワークに係る耐久年数と今後の対応」についての御質問にお答えします。

本市公共施設間を結び、行政イントラネットとして運営しております広域ネットワークは、合併以前の安芸たかた広域連合により、平成12年度より整備をしており、運用開始から本年度で19年目を迎えております。

議員御指摘のように、光ケーブルの耐用年数は約20年と言われておりますが、民間企業や行政の事例において、20年を経過して、直ちにケーブルを張りかえたという事例は聞いておりません。

しかしながら、光ケーブルが永久的に存続するわけではございませんので、これまでのように倒木などの際、突発的な断線時に張りかえる手法にあわせて、あじさいネットワークの一部を専用線として利用するなど、順次対応ができるようにしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 次に連携するんで、次の質問に入ります。

今後、広域ネットワーク・あじさいひかりケーブル管理を民間委託してはいかがでしょうか。お考えを伺います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「今後の光ケーブルの管理」についての御質問にお答えします。

現在、行政イントラネットである広域ネットワークにつきましては、ネットワーク機器など、ネットワーク保守管理業者に委託をしておりますが、光ケーブルそのものにつきましては、道路整備や住宅建設、電柱建てかえのときに支障移転をして、その都度、業者に対応させている状況でございます。

今後の光ケーブルの定期的な管理及び保守運営につきましては、議員御提案の民間委託として、さらにあじさいネットを管理している業者への委託を視野に入れながら検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 ぜひとも民間委託していただいて、遠隔で見れることも聞いております。ということであれば、どこどこがひょっとして調子悪いということが瞬時にわかるのが民間の今技術でありますので、どうかその辺のこともしっかり踏まえた上で、管理等していただければと思います。

突然切れたときにも、山手線のイメージをしていただければ、1個は切れても元に戻すということができるとですね。線の張り方が安芸高田市が円形に張っている状態をイメージしていただけたらいいと思うんですが、直ちに切れても支所と本庁が全くつながらないということはない

とは思いますが、それでもここ最近の災害等を見るときには、何が起るかわからないという管理の中で、どうか早急に、そこは民間委託なり、保守メンテナンス契約などしていただいて、市民、また本庁、支所の職員が安心して仕事ができる環境をつくっていただくのも一つ大切な部分かなと思いますので、最後に市長、もしその辺で考えがあれば、お答えください。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどもお答えしましたが、これから行革あるんですけども、いろんな事業において民間委託というのは鉄則でございます。その際、注意しなくてはならないのは、現在のサービスを落とさないように委託していかないといけないので、こういうことを踏まえながら民間委託というのをこれから広げていきたいと。光ネットにつきましても、そういう民間委託を視野に入れながら、検討してまいりたいと思っております。

このことが経費節約になり、サービスが落ちんというのであれば、非常にベターな方法と思っております。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

新田和明君。

○新田議員 以上で私の一般質問を終わります。

○先川議長 以上で新田和明君の質問を終わります。

この際、11時30分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時19分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。

質問の前に、浜田市長、退任の表明をされました。この間、住民自治というものに対して、本当に考え方が素晴らしいというふうに思っております。そして、また知識も豊富で、特に事業に対する熱意というのは、本当に私たち学ぶ点が多かったと思います。今後とも、安芸高田市の発展のために退任後についても御尽力をいただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に基づきまして、大枠3項目にわたりまして、質問をいたします。

まず、過疎法についてであります。

令和3年3月末で、過疎地域自立促進特別措置法、過疎法と言いますが、期限を迎えます。現在、新たな過疎法制定に向けた動きがある中で、安芸高田市としての心構え、情勢変化への対応を市長はどのように考えて



おられるのかお聞きいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「過疎法」についての御質問にお答えします。

新たな過疎対策法制定に関しましては、本年7月に本市議会から国に対し、意見書を提出していただいたところであります。

現在、今後の過疎対策のあり方や方向性について、国の過疎問題懇談会を初め、さまざまな論議が展開をされております。人口減等により、厳しい条件下におかれている過疎地域については、住民の営みを持続すること自体が重要であることから、過疎地域の存続を理念とすることも考えられております。

また、地方での移動手段や医療・農業・災害対策などのあらゆる分野で過疎地域におけるSociety5.0の可能性についても論議をされております。

本市におきましても、国に対して、新たな過疎対策法制定について強く要望していくとともに、新たな過疎対策に取り組み、安芸高田市のさらなる活性化と、持続可能性を高めていくよう努めてまいりたいと思っております。

議員御指摘のように、我が町3割自治であって、市民の方の税金で、3割しか、28%しか賄っていないということなんで、そのあとの大部分は過疎法という法律の中で交付税という形でやっているわけでございますけれども、これも時限立法でいつどうなるかわからんということです。経済の状況によって国でいつだめになるか。だめになったら、うち事業の議論なんかする場合じゃないですよ、全然。職員も半分にはんにやいけんかもわからん。ということになるんで、このことを強く一緒になってもらいたいと。

実は、私市長になったとき、一番の仕事はこれだったんですよ。県は過疎法は残すということ言ってたんじゃけれども、問題は過疎法はなくならんけれども、過疎の要件のところのうちがはまるかどうかということです。ちょうどちは厳しいところにありますんで、こんなことを全然、慎重に議論してもらわにやいけん。幸い先般、議員の方々も要望書つくられたんで、安堵してるんですけども、このことも認識して、この市役所がどうして成り立つとるかということは一緒に考えていかなければなりません。国にも県に対しても言わなければならないと思っております。

それで、純然たる過疎地、三次や庄原は、うちは絶対過疎は外れんと思うてるから話にのってきません。のってくるのが少ないんで困ってるんです。おまえんとこだけ動きよるじゃないか、になりかねんで、このこともしっかり訴えていきたいと思っております。

貴重な御提言ありがとうございます。

このことは今までずっと成長期には過疎法という持続になったんです

けれども、国のほうがいわゆる、安定期になってくると、この過疎法へメスが入らんとも限らるので、しっかりとこれ、皆さんと一緒に要望していかないと、この安芸高田市の存続はないということでございますので、ありがとうございます。こういう提案はしっかりしていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○先川議長 答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 この質問につきましては、昨年の6月の議会に、過疎計画についての質問をさせていただきました。そのときにも市長、答弁をされました。

長い12年間の市長として行財政運営をしてこられました。先ほど市長がおっしゃったように、私に記憶があるのは、市長になられたときに、八千代と吉田地域が過疎指定でなかったと。平成16年3月に合併したときに、過疎指定がないということで、安芸高田市にとって財政運営に大きく支障が生じるということで、国に何回もかけ合われたんだと思えます。安芸高田市が過疎地域に全指定をされるという尽力をされたと思えます。

いろいろ事業展開をされております。お太助ワゴン、光ファイバーについても、先ほど話がありましたが、結婚コーディネーターの制度とか、市民の声を聞いて、いろいろな事業展開をされているというふうには思えます。思えますけれども、やっぱりここが原点であるというふうには思えます。行財政運営っていうのは、やっぱり財政が充実、確立していけないと、安定した行財政運営はできない。そのときに、私もそういうふうには思いませんでしたが、今思うと、ああ相当すごい仕事をされたな。これが浜田市長の一番の功績かなというふうにも思えます。

しかし、御承知のように、今、時限立法が10年が切れようとしておるわけですが、どういうあり方になるのか。安芸高田市には過疎指定でなかったという地域が2つもあったということについては、今後、指定が外れる可能性もあるということなので、先ほど市長もおっしゃいましたが、ことしの6月議会で、新過疎法制定に向けての意見書を議決して国に提出をいたしました。そういう動きを議会もしておるわけですが、行政の立場や市長の立場からも積極的な取り組みを今後ともしていただきたいというふうには思えます。

実際には、過疎地域でなくても、行財政がしっかり運営できる町が本当が一番いいとは思えます。しかし、残念ながら今の地方交付税法についても、昔とはちょっと意味が違った運営方法になっているように思えます。そういうことからこの安芸高田市の行財政運営、特に市民生活の向上、また幸せを感じるまちづくりをするためには、そして住民自治をやはり民主的に確立していくためには、財政というのが一番大事だというふうには思えます。

都会の方から見ると、田舎は田舎という感覚しかないんですけれども、私は、都会というのは田舎があって初めて都会があるんであって、都会

があるから田舎があるのではないということは以前から申し上げているんです。そういうことをやっぱり都会の方々もこの田舎の存在の意義とか価値とかいうものを、見直していただくような、国の運営も大事だと思いますよ。

水資源、空気の問題、山が多く占める環境問題、いろんな面でこの日本の国もそういう過疎があって、初めて都会が成り立っているということを国民全体がもっと知っていただいて、この過疎法がより充実されていくような、やはり考え方をもちた国の政治をしていくということを我々は常に訴えていく必要があると思うんです。

昨年の6月に市長の答弁で国とか、県とかいろいろ要請していくというふうな話もしていただいておりますが、今後ともこの要請を継続していただくために、どういう計画を持っておられるか。もう退任されるということなんですけれども、やはり今現在、市長という立場として、どういうお考えを持っておられるか、お聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常に、核心をついた御意見ですけれども。基金とか何か騒いでますけれども、その段じゃないんですよ、全然。全く根本が崩れるということなんで、このことはしっかり考えていかにやいけんと思うんです。旧吉田町と八千代町というのは、過疎法を適用できんために、公共施設もできんかったということもございました。そうあったんですけれども、それなりにまた考えていかにやいけんのですけれども、この過疎法とある以上は活用してからいかなければいけない。我々が一番困るのは、昔は都会からお金持ってくるということで、過疎法で、交付税を。けれども、都会に過疎の状況があるので困るとるんですよ、今だんだんと。

先般までは、都会のほうには、安芸高田の若者が、東京のほうに行っている。都会には若者が多いので、こっちへ金よこせという持論が成り立っていったんですけどね。先般、東京の者と議論していたら、うちに過疎問題がある、老人問題があると言うてんですよ。高度成長のときに出た者が、いまだに帰って来ずにあっこへおるから、すごく深刻なことになっとるわけです。そうすると、我々にお金をくださいということが非常にハードルが高くなってくることなんで、しっかり皆さんと団結して動いていかなばならんということになります。

県のほうも、去年過疎対策課長と私が特命事項で動きました。ほかの町はついてこんのですよ、全然。県の課長と一緒に3回ぐらい東京へ行きましたけれども。県に意識がないんですよ、全然。県議会のほうも。そういう意識がないということは、やっぱり当然の資格だと思うとるんですよ。だから、そのことはしっかり皆さんで回っていかにやいけん。そのために、これからも行動せにやいけん。県を踏まえて、知事さんにも言わにやいけんし、総務省にも言うとかにやいかんと思います。さっき言われたように、田舎を守ってこそその都会だということもしっかり

訴えていかにやいかんし、そのことは一緒になって考えていかにやいけんと思います。

後悔の残らんように、皆さん方と一緒に行動しておきたいということです。この過疎法がないと、うちは町が成り立たんのだということをしつかりと認識してもらいたいということでございます。

このことは、どうするのかと言えば、できることを今からしとこうということなんで、皆さんと一緒にこのことは一緒に考えていきたいと思います。

国会議員の方々も本当言うたら、ここへ一番力を入れてくれにやいけんのですよ。町の存続だから。県議会議員の方もそうですね。こういうことをしつかりと認識をしてもらうことが、この町の存続に欠かせません。

一番困るのは、人口減対策をやったら、今度は過疎の適用から外れてくるということなんです。この町は今の状況で過疎法を受けて、過疎法の適用がなかったらもう財政やっていけません。そうかと言って、人口減りよるでしょ。この辺の整合を二重帳簿でいかにやいけんいうところが一番苦しいところです。おまえんとこ、少し人口が社会増になったので、過疎法がなしになったと言われたら、困ります。だから、我々もそこはあるんだけど、うちはだっ広い町で、中山間地も多いんで、行政コストがかかるといったことをしつかり主張していかにやいかんと思います。

皆さんでやったからといって過疎法が残るということじゃないんですけれども、悔いは残さんように、皆さんと一緒に行動していきたいと思います。大事なことと思います。ありがとうございます。

○先川議長 答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 都会の方も、都会があるのは田舎があるからあるんだということを考え方を変えていただくような、やっぱり努力もしていただきたいなど、思います。

この過疎法については、いろいろ交付税のことも関係して話をしたいと思うんですけれども、また機会があるときに、お話をさせていただきたい。質問させていただきたいと思います。

これが、安芸高田市にとって生命線であるということも再認識をいたしましたので、今後ともよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

これも過疎法に大きくかかわる問題でございます。

農業用ため池改修、補強のための助成制度拡充について、質問をいたします。

ため池は農業用水の確保とともに、治水や土砂流出防止、生物の生息場所など多面的な機能を有しています。近年、安芸高田市においても想定を超える自然災害が発生し、甚大な被害をもたらしています。ため池

の老朽化が進む中、改修、補強が必要なため池も幾つか見られます。管理者の高齢化、減少などで工事費用の負担が重く、改修困難という話を聞きます。防災の点からもこの改修、補強等に係る費用への助成制度への拡充が考えられないか、お聞きいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「農業用ため池改修のための助成制度の拡充」についての御質問にお答えします。

平成30年7月豪雨では、全国で多くの農業用ため池が破損、下流へ甚大な被害をもたらしました。本市におきましても、破損が懸念される老朽した農業用ため池が多数ございます。

現在、農業用施設改修に係る市の補助制度といたしまして、1件当たり10万円以上の工事を対象に、補助金50万円を上限とし、補助率45%の制度がございます。事業費100万円以上の改修につきましては、県が実施主体となる制度もございます。利用しないため池には、廃止についても考える必要があると考えております。

農業用施設改修につきましては、受益者負担が原則と考えます。また、制度の拡充につきましては、現在は検討しておりませんが、課題として受けとめております。

市や県の補助制度を活用しながら、適切な管理のための改修を行っていただきたいと考えております。

御理解を賜りますようお願いをしたいと思います。

御指摘の制度の拡充も国へ言っても、原則受益者負担ということがありまして、これは農業をするためにつくったため池じゃから、商業も皆やってるから、あんた直しなさいじゃけれども、これでいのかのが田舎であるわけです。受益者がおらんようになってみたり、ため池の管理者がおらんになってみたり。行政としても、防災的な見地を考えた上で、いわゆるその制度については拡充を検討していかにかいけんという状況にあるとは思っております。

国のほうも、本来なら、県も国も受益者負担だから、支援せんところだけれども、このたびの災害を踏まえて、支援制度をつくりました。だけれども、これは期限を切った支援制度なんです。だから、10年ぐらいたったらやめたということになるんで、抜本的には市としてもしっかりと考えとかにかいけんという大きな課題だと思っております。

○先川議長 答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 ため池が災害等で傷んで、直したいと思っても経費も相当かかりますし、先ほど市長もおっしゃいましたが、農家戸数がどんどんどんどん減っていく。高齢者も年金暮らし。負担金が300万、400万かかる。とてもじゃないが払えん。でも災害が多いときには自己責任。管理者責任。こう言うところから考えても、それでは災害

が起きたらどうするんかとなりますが、災害が起きてけがでもされたりすると、これはお金にはかえられない問題もあります。

今、受益者負担というのは、じゃあ誰が受益者負担か。農業しよる人だけが受益者負担なのかって言ったら、そうじゃないですよ。食糧生産をしていくということになりますと、国民が食生活を37%、カロリーベースで自給率あるんですけども、それがどんどんどんどん減っていきよるような状況の中では、これは国の財産として、やっぱり国も積極的にこの取り組みをしていくべきだと思うんです。

現在、ため池も変わりまして、届け出制というのがあって、今届け中なんですけれども、その届け出制からどういうふうこれから進展していくかというのはわかりませんが、やっぱり安芸高田市は安芸高田市の財産の一つとしてとらまえて、もちろん生命を守るための防災対策としても大事なんですけれども、やはりその食糧、それから農業所得の向上も含め、そして食糧の自給率の問題も含めて、これは過疎対策としても絡めて、積極的な取り組みをしながら、国に対して訴えをしていくというのも私は大事なんじゃないかというふうに思うんです。これは全国的な取り組みがこれから必要だと私は思うんです。安芸高田市だけではないと思いますが、市長は国やら県に先駆けて、いろんな事業展開をされておられるということから、発想の転換をしながら、このため池の存在意義というのは、土石流の防止もある。小動物の生息地でもあるということからして、自然環境を守ることからしても、発想の転換をしながら、取り組みが必要なのではないかと、こういうふうに思うんです。

10万円以上、50万円で、とてもじゃないが改修できませんよ。ここは基本的な考え方をしっかり持った取り組みとして、やっぱり安芸高田市として、住民の、管理者の意見を聞きながら、対応していくというのが、私は今災害を防ぐ意味からも大事な時期だと、こういうふうに思いますが、市長のお考えをお聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大変貴重な御提言ありがとうございます。

まさしくそうなので、今まで米つくるから受益者という概念から、これ受益者の責任と、現にそうですよ。農業用水路しよう思うたら、一般道路するんだったら、公共でやりますけれども、農業用水路と言うたら、負担金要りますからね。農業がかかるとということ。

この制度がええか悪いかじゃなしに、ここ再検討はしていかにゃいけん。ため池の意義について、例えば貯水効果があるわけですから、洪水調整機能も持つとるんだと。自然生態の生息の場所でもあるんで、自然環境守つとるんだと。農業を大きく見れば、食糧自給率の問題もあるんだということ、大きく考えたらやっぱり守らんにゃいけん理由というのは、たくさんあると思うんで、この辺を整理しながら、そうかと言って、今のため池はまず整理をせにゃいけんと思うんです。整理して、

要るため池なんか、要らんため池なんかということを精査しながら、そういうときに自然環境とか、効果等も踏まえながら、その他の行政支援というのを加えていったら、実のあるものになるのではないかと思います。

このことは、うちだけじゃなしに、国、県も一緒になって考えていかないとやいけん課題だと思いますけれども、非常に大切なことなんで、こういうことは、小さい財政規模の町だけじゃなしに、一緒に考えていきたいと思います。また、考えていかななくてはならない課題だと思っています。

非常に難しい課題ですけれども、挑戦はしなくてはいけない。まずはうちの中のため池のどういう分類ができるかということです。全く要らないのか、要らないものについては、早く取り壊して、洪水に支障がないようにせにやいけんと。要るものについては、ちゃんと補修をして、安全にせにやいけんわけですから、その補修の支援等をしながら回っていくというように、幅広い課題もございまして、御理解をしてもらいたいと。放っておいてはいけないので、行政として考えにやいけん課題だと思っています。これは、国としても考えにやいけん課題だと思っていますんで、御理解いただきたいと思っています。

○先川議長 答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 既にため池の管理者が本当に悩んでおられるんです。これも私が聞いておるのでは、2件は確実にあるんですけれども。不要なため池は廃止する。そのためには国がある程度期限を決めて、全額対応してやろうというふうな制度はあるんですけれども、今あるものをどう維持していくかというのがおくれとると私は思うんです。

今後とも、このことについては、私は住民自治の最先端である安芸高田市、全部そうなんですけれども、地方公共団体がやっぱり声を大にしていくということも私は必要なんじゃないかというふうに思います。ため池も私は国の財産だろうと思いますし、地域の財産でもあるんですけれども、そういった一つの財産として、維持、存続するものはしていかなくちやならないと思います。

災害が起きたときにはどうするかということのも本当悩んでおられると思います。今後の大きな課題として、これからも継続して検討を早目にさせていただきたいと思っています。

次に移ります。

学校運営協議会制度導入についてでございます。

学校運営協議会制度導入で、学校運営方法が大きく変わろうとしています。今後行われるであろう、地域とともにある学校の充実を目指すため、この制度の目的、仕組みなど、保護者はもちろん市民への理解と協力を得るための周知をどのように考えておられるのか、教育長にお聞きいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「学校運営協議会制度導入に向けての周知」についての御質問にお答えをいたします。

制度導入に向けての周知につきましては、これまで、各学校のPTA会長や役員、各町の地域振興会長等への説明が終わり、現在各学校から保護者の皆さん方に対して、さまざまな機会を捉えて周知をしていただいているところでございます。

また、今月18日水曜日には、保護者や地域の代表者等を対象に、制度理解を深めていただくために、講師を招聘し、研修会を開催することとしております。

お尋ねの市民の皆様に対する周知につきましては、広報誌やホームページへの掲載、また現在作成中でありますリーフレット等を回覧するなど、制度への理解を深めていただき、引き続き、地域とともにある学校づくりに向けて、今後一層の推進と充実が図れるよう取り組みを行ってまいりたいと考えておるところでございます。

御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 実は、甲田小学校学習会がミューズで行われたんですけども、そのときに校長先生もスライドを使って、保護者の皆さん、地域の皆さんもおられました、話をされたわけです。私もそれを聞かせていただいたんですけども、多少はこの制度については知ってはおりましたが、しかなかなか、これ奥が深いですね。初めて導入するものですよね。

今までは学校の校長の権限で、大体ができていってっていうのが、今度は市民の皆さんの声が大きく反映されていくという。校長の意見がちょっとおかしいなと思われたら、この運営協議会で否定されたら、大変なことになるようにも思うんですね。

ですが、メリットも大きいと思いますが、少し心配なところもあるというふうに思うんです。そのためには、やっぱりこの制度は今までない制度ですから、今度、組織的に、継続的に、学校運営をしていくという制度が構築されるということですから、法的になんですかね、これ。法的に確立されていくということになると、学校運営がうまいぐあいにはいけばいいですけども、なかなか市民の皆さんからの理解が得られなかったら、学校運営が難しいんじゃないかなという心配もある。

そういうことから、私はしっかり市民の皆さんに、そういうことを強調しながら、ちょっと要点を絞って、PRしていくというのが大事だと思います。市民の方が勘違いされて、学校運営にちょっと重大な変化があるということになると、なかなか取り返すのは難しいなというふうに感じたんです。

そういう意味から、今回議会の議員さんも招待をされた研修会がある



と。そこに参加させていただくんですけれども、そこらを今までにない制度ということで、考え方も違いますので、通称コミュニティスクールとかって言うんですけれども、そういうところを教育長どのようにした取り組みをするのかということをお聞かせください。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御心配の点でございますが、いわゆるコミュニティスクールというのは、学校運営協議会制度というものを取り入れた学校のことをコミュニティスクールというふうと呼ぶと国のほうでは示しております。平成29年に法の改正がありまして、この学校運営協議会制度を取り入れることは現段階では努力義務ということになっております。議員御承知のように、広島県は、この制度の導入は全国的に見て、非常におくれていたわけですが、ここにきて、県立は全ての学校が今年度から、この学校運営協議会制度を取り入れまして、コミュニティスクールとしてスタートしております。

かつてを振り返ってみますと、学校は閉鎖的だと、いろんな情報を保護者、地域に出さないということで指摘をされることが多くありました。それを踏まえて、学校を地域に開こうということで、広島県におきましても、教育の日ひろしま、というようなものが整備をされまして、学校も積極的に授業を含めて学校の教育活動を保護者、地域に公開をするということに努めてきました。

しかし、きょうも議論がありましたように、世の中と言うか、それがSociety5.0という言葉に代表されるように、大きく変わってこようとしております。例えて言いますと、授業一つとってみても、教師が子供たちにわかりましたか、できましたか、はい、はいとって手を挙げた、挙手した子供に指名をして授業を進めるというような、一般的に私たちがこれまで考えていた授業あたりも大きく変わってきております。

また、学習をする、学ぶのは、学校だというふうな一般的な認識がございましたが、このあたりも、これも先ほどの同僚議員の方の質問にもお答えしましたように、個別最適な学びという表現の中で、学ぶ場所はそれぞれの子供たちに応じた場所を提供し、そのことには積極的に教育をする側が支援をしていくということの方向性も示されております。

そういった中で、これからは保護者や地域の方の知恵を結集して、それを校長を中心とした学校教職員が学校運営の中に取り入れられるところはできるだけ取り入れて、保護者、地域の方に参画をしていただくという方向に、大きく変わってこようとしてきております。そのことに、本市も現在、八千代中学校をモデルケースとして取り組みを進めておりますが、この取り組みの成果と課題を整理しながら、来年度4月から全市の原則中学校区へ学校運営協議会制度を取り入れて、コミュニティスクールとして新たなスタートをしていきたいというふうに考えているというところでございます。

議員御指摘のように、全てを学校運営協議会の中で議論をするということではなくて、当然学校長の権限として、委ねられてる部分もあります。しかしながら、これからの時代、どういった子供を育てていくのかということについては、先ほども申しましたように保護者、地域の方のさまざまな知恵や意見を可能な限り、学校運営に取り入れて、これまで以上に一緒になって地域の子供たちを育てていくということでございます。

一つ例をとりますと、私が何とかして早急に整備したいと思っておりますのは、学校も今日、防災教育の充実ということが叫ばれてます。しかし現在、それぞれの学校、多くの場合が、学校だけで避難訓練等を実施しております。このあたりを学校の子供たちも当然参加し、保護者や地域の方にも参加をしていただき、その地域の方の中には消防団活動で取り組んでいただいております方もおられますし、消防署もございまして、そういった形で地域をあげて、避難訓練一つとっても、共同してやることによって子供たちが地域の大人の方、さまざまな職業に触れていく。地域の中に一つの自分になりたいモデルを発見する、見つけるということにもつながっていくと思っております。

これらが、市長が最重点施策で掲げております人口減対策、こういう大人の方が地域におられるから、自分も大きくなったら、地域に残って、こういう大人になりたいというふうな、そういったところも含めて、視野に入れて、このたび来年度からの中学校区を原則とした学校運営協議会を取り入れたコミュニティスクールを発足させたいというふうに考えておりますので、どうか御理解、御協力のほうをお願いするところでございます。

○先川議長 答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 今教育長に答弁いただいたことをしっかり市民に伝えるような仕組みで周知徹底を図っていただきたいと思っております。

決して、甲田小学校の校長先生の説明がよくわからなかったというわけじゃないんですよ。あっこはちょっとしっかり押さえておきたいと思っております。大変大事なことだと思います。これからの学校教育のあり方というのが大きく変わっていくことを、住民と一緒にやるんだということを、今までも住民の方は学校というのは開かれた学校づくり、地域の学校として、大事にしてきてくださっているわけですが、さらに、組織的なことが構築されるということになるんだろうと思っております。法的に位置づけられると言いますかね。そういうことで、しっかりお願いしたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○先川議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後00時09分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
5番 山根温子さん。

○山根議員 5番、無所属、山根温子でございます。  
今回、大枠3点について質問をするところでございますが、冒頭からお断りを申し上げることをお許しください。  
このたびの通告書においては、大枠1点目の市内中小企業・小規模企業の振興についての(2)で配布資料を準備しての質問としておりましたが、その内容については配布ではなく、議長にお許しを得て、掲示にて口頭での説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。  
また、本日、声の調子が悪く、お聞き苦しい点もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。

では、大枠1点目、市内中小企業・小規模企業の振興についての質問に入らせていただきます。

広島県内の中小企業・小規模企業は、県内企業数の99%を占め、そのうち小規模企業は約8割にも上るとのことです。しかしながら、少子高齢化が進み、労働力の確保も困難となる中、企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。とりわけ、経営基盤の弱い小規模企業、そして中小企業は深刻な状況におかれています。これらの企業についての市長のお考えを以下4点からお伺いをいたします。

まず(1)として、安芸高田市内における中小企業・小規模企業の割合についてお伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「当市における中小企業及び小規模企業の割合と、そのうち小規模企業が占める割合」についてお答えします。

平成28年経済センサス・活動調査データの分析結果によりますと、企業全体数は844社で、小規模企業を含む、市内中小企業は843社で、その割合は99.9%であります。そのうち、小規模企業は746社で、88.4%であります。御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。  
山根温子さん。

○山根議員 ありがとうございます。  
ほぼ県と同じような状況であるということがわかりました。市長も言われました経済センサス、このたび私も市の産業振興部に市内中小企業、小規模企業の企業数、雇用者数のデータを請求したところ、リーサス、経済産業省の地域経済分析システムを参照された集計年別のデータをいただきました。そのデータを私なりに編集、また作成いたしましたので、

ここに掲示資料として出します。

データをいただいた集計年別のデータを2009年、12年、14年、16年と4年間のデータをいただきました。この企業数と従業員数の増減の変化を最初の2009年と最後の2016年を比べてみることにいたしました。すると、業種によって大きな変化が見られました。特に、大分類の業種の中でも、減少の大きい上位2つ、これが建設業と卸売業・小売業でした。建設業では、企業が171から143と28企業減り、従業員数も199人減少しておりました。卸売業・小売業では、301から237と64企業、約2割減り、従業員数も431人の減少です。

こういった段階で見ると産業振興部からいただいた資料には、業種をさらに分類した中分類のデータもありましたので、建設業と卸売・小売業、それぞれのさらに分類された業種の減少を見ました。

建設業では、総合工事業が94から80と14減少、従業員数が108人減っており、卸売業・小売業では、飲食料品小売業が75から50と25減少しております。従業員数では118人減っているのがわかります。

こういったことを見るのに、先ほども安芸高田市内、小規模企業746社、中小企業はそれも含めて843社と、もう本当に8割、9割が中小企業、小規模企業に属する中で、これを何とか支援して、減り方を抑制することも必要ではないかと思えます。

今回のこの表については、市産業振興部より、資料提供された数値です。リーサスでの公開情報は、出典の記載と編集加工作成など行った記載をすれば利用できるものですので、その旨はこの表の下に記載しておりますので御安心ください。

この数字を見て、市長はどのように受けとめられたかをお伺いいたします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「市内企業数と従業員数の経年変化において、平成21年と平成28年を比較して、特に変化の多い業種の状況についてどのように受けとめられたか」という御質問にお答えします。

特に変化の多い建設業並びに卸売業・小売業は、企業数、従業員数とも大きく減少しております。これはやはり、少子高齢化による事業承継や働き手不足の要因があると思えます。

また、反対に、医療・福祉関係においては、企業数は微増しておりますが、従業員数は大きく増加しております。

主な要因としては、高齢者の増加による高齢者施設の入所者等の増加に伴う、施設従業員等の増加によるものと思われ、それぞれ顕著にあらわれた結果だと思っております。これは全国的な傾向でございます、大きな課題であると認識をしておるところでございます。

いずれにしても、こういうことは全国の傾向でございますけれども、建設業が減ったとか、卸業が減ったじゃなしに、新しい業種の展開もご

ざいますので、幅広い市民が働きやすい環境づくりが大切と思っております。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私は先ほどのデータの見方では申し上げてなかったですが、この編集したデータには、大きな変化がありました。医療・福祉の分野で企業数は3つふえているのですが、従業員数が1,151人ふえている。社会的な流れだとおっしゃいましたけれども、安芸高田市の中で、この中分類で、医療業が103人減少していますが、社会保険、社会福祉、介護事業においては、1,254人ふえていることがわかります。

こういうデータを執行部のほうも分析はされているとは思いますが、人の動き、技能実習生の動きなども絡めて、多分化共生の施策についても参考になると思ったところでございます。

さらに、新しい職種の転換ということも市長は言われましたけれども、今ある中小企業、小規模企業、地域住民生活の中では、本当に大きな支えになっていると思います。ここを守っていくことが地域経済の安定、雇用機会をさらに創出し、地域活動の今後に向けても、地域の中でしっかりと活動していただかなければならない業種かなと思っているところでございます。地域を支えるためには欠くことのできない存在ではないでしょうか。

そういった意味で、もう一度、市長のお考えをお聞かせください。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常に現在の企業って大事なんですけれども、社会的状況変化がございまして、例えば建設業にしましても、往年から言うたら予算、道路なんかも半分以下に減るとるんです。この状況で、企業をふやせと言っても非常に難しいんで、災害等、一時的なものもございましてけれども、このようなことを踏まえながら、業種転換とか、守ってあげる方向では、多職種に的を絞って、やっぱりチャンスを与えるのが一番ベターかと思っております。

前のあるものを守るというんじゃなしに、大事にはしますけれども、守ったって社会状況について、非常に逆行しているということもありますので、この辺のことは状況を見ながら判断して支援をしていきたいと、かように思います。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私はふやせと言ってるわけではございません。いかに守っていくか。継続できるものは、ちゃんと維持して、次の世代に向けて続けていってくださるようになるかというところは必要ではないかということをおっしゃるわけでございます。

また、この執行部においては、データ分析は進められておるとは思い

ますが、市議会議長会で10月30、31日と高知県での研究フォーラムがありました。行かせていただいて、このときに、EBPM、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づく政策立案の話が出ました。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化して、合理的根拠、エビデンスに基づくものとする。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するものである。内閣府もこのEBPMを推進するべく、さまざまな取り組みを進めております。国が提供するこのリーサスなどのビッグデータもその一つだと思いますが、執行部においてはさらに活用していただくことに期待をいたしております。

それでは、次に入ります。

これまでの中小企業・小規模企業に対する支援事業等について、事業目的と内容、活用実績と成果についてお伺いをいたします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「中小企業・小規模企業に対する支援事業等」についての質問にお答えします。

中小企業・小規模企業に対する支援事業は、市が積極的に講じるのではなく、市商工会に補助金を交付し、中小企業基本法、商工会法に基づき、本市の商工業の総合的な改善発達を図ることを目的に、金融相談、記帳・税務相談、労働相談を中心とした基礎的な相談指導を実施しております。昨年度は、窓口相談と巡回相談、合わせて3,000件に対応し、さまざまな課題解決に向けて指導を行っていただいております。

さらに、近年では、平成26年の小規模企業振興基本法の制定に伴い、経営発達支援事業を活用し、事業者に寄り添う伴走型の支援として、経営状況の分析を行い、事業計画の策定から、その後の事業実施までを含めた支援を展開しております。昨年度55者に対して、支援を実施したところでございます。

支援を受けられた事業者には、それぞれ経営改善等に向けた成果があったものと考えております。

御理解を賜りますようお願いしたいと思います。

○先川議長 　　答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 　　55者を支援されたということで、その支援実績も認めるところではございますが、どんな支援においても、まず意見聴取や実態調査が不可欠なところもあると思います。

その上での制度づくりと考えますが、その点についてはどのようにお考えで、これまでやってこられましたでしょうか。お伺いいたします。

○先川議長 　　答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のとおり、これまで日本政府が農業に対しては寛大であったり、商業に対しては非常に厳しい状況があるんですよ。農業については、基本的にはその補助金というのはいないんです。貸す金を安くしてあげようということなんで、そうは言うても、商も農も大事ですから、今後はこのことを踏まえながら、実態に沿うような支援方法も考えていきたい。

例えば、雇用対策にしても非常に今中小企業困っておられるので、私のところに工場長さんが来られるのは、人手不足で来手がないとか。工場が成り立たんとか。いうことなんで、行政としては労働者の福利厚生とかこういうものをしていかにやいけん。また、今考えておりますのは、住宅の支援とか、こういうことをしないと、工業者さんの支援にならんと。よその町がやってない、具体的な支援についても、これからは検討していくべきだと私はかように思っております。

支援の方向は残念ながら農業と比べたら非常に手当てが薄いのが現況でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長はこれまでにしっかりとした思いで進めてこられました。今後についても、その方向性は執行部として受けとめていただきたいと思います。

(4) にまいります。

中小企業・小規模企業にとっては、人口減少・少子高齢化が進むことは大きな課題であり、さらに経営者の世代交代やデジタル化社会への対応、自然災害等への防災・減災の取り組みも必要となってきています。新規の起業支援や成長発展のみならず、事業の持続的発展に向け、中小企業・小規模企業振興条例の制定についてのお考えをお伺いたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「中小企業・小規模企業振興条例の制定」についての御質問にお答えします。

中小企業・小規模企業を取り巻く厳しい経済社会情勢を背景に、国においては、中小企業基本法に加え、平成26年に小規模企業振興基本法を制定をしました。また、広島県においても、平成29年に広島県中小企業・小規模企業振興基本条例を制定をしておられます。

本市においても、広島県並びに県内周辺自治体との状況を踏まえて、市内中小企業・小規模企業の持続的発展を図り、地域経済の維持に寄与するための、条例の制定に向けて検討してまいりたいと考えております。

これは、必要な条例なので、これから他市町の例や、その条例の効果などを踏まえながら、慎重に制定に向けて努力していきたいと思っております。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 当市においても、必要な条例という認識でいてくださって、本当に今後について、執行部の中でも、そういう気持ちを一つにしていきたいと思います。

それでは、大枠2点目に入ります。

生活支援員制度と地域振興会について。平成29年9月定例会において、まちづくりと地域振興組織についてお伺いしたところ、生活支援員制度の取り組みを振興組織で進められていくとのことでした。あれから3年目に入ります。

(1)として、現在の生活支援員制度の現状と課題についてお伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「現在の生活支援員制度の現状と課題」についての御質問にお答えします。

11月1日現在、19の地域振興会と18の単位振興会等で取り組んでおり、75歳以上の高齢者に占める割合は55.6%となっております。また、支援の対象者は295人、支援者は292人となり、年度当初から3つの地域振興会と、8つの単位振興会が新たに取り組みを開始しております。

次に、課題でございますが、制度の市内全域への面的普及が進んでいないという課題がございます。このため、単位振興会等小地域への普及啓発を進めるとともに、令和元年度から振興会役員、支援者、民生委員による地域連携会議を開催し、地域の日常生活課題の把握に努めているところでございます。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 現状をお話しいただきました。

課題についても、面的普及ができてないというところではございましたが、(2)に移りたいと思います。

こういう状況の中、取り組みを始めた振興会には、75歳以上の方の人数により交付金が一人3,000円当たり交付されることになっています。この交付状況とその財源についてお伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「生活支援員制度の交付金の交付状況と財源」についての御質問にお答えします。

生活支援員制度の交付金は、実施地域内に住所を有する75歳以上の高齢者1人当たり年額3,000円を乗じた額を交付しております。なお、特別養護老人ホーム等に入所中の方は、交付金の対象者から除くとともに、75歳未満であっても見守り支援が必要な方を交付対象者に加えるなど、



実態に応じて交付することとしております。

令和元年11月1日現在では、19の地域振興会と18の単位振興会等に生活支援員制度交付金を交付する計画でございます。

次に、この交付金の財源は、集落支援員制度を活用いたしまして、特別交付税を充てているところでございます。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 この制度が始まったときに定例会でお聞きしたときには、副市長が地域振興会、まちづくり委員会のほうから、振興会には人とお金がない。これを何とかしてくれというような意見が強く出ていたと思います。それに対して副市長は、振興会の補助を削減した分、それ以上の交付金として、おろしていくという答えをされました。今回、特別交付税をその財源に充てているということでございます。

ただ、集落支援員については、現在のところ、当初は4人って言われてましたけれども、現在3名でやってらっしゃいます。この3名、要綱によると、生活支援員として、月17万8,000円、年額で12カ月をかけると、213万6,000円ですね。1人がです。これが3人になると、640万8,000円。総務省の集落支援員の財源としてもっていくと、集落支援員は専任で上限350万円。3人となると、1,050万円。これ兼務であれば、上限が40万円になるんですけれども、我が当市においては専任ということになります。そうすると、1,050万円から生活支援員の報酬、3人分で640万8,000円引くと、409万2,000円ですよ。

現在、執行見込みが970万になるということを知りましたが、どうしても不足額が出るじゃないですか。そういうところについては、どのように考えてらっしゃいますか。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 今回の生活支援員制度の財源の確保という形については、総務省における制度の中の集落支援員制度、及び総務省等で行っております地方交付税、特別交付税としての対象となる、地域の見守り。そういった制度の活用の中で、現在の安芸高田市の勤務実態と労働条件等を踏まえて、17万幾らの月額報酬と、さらにそういった地域の見守りに対する取り組みの成果として特別交付税としてそれを請求していただいとるという仕組みで対応していると御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 これについては一番最後、(4)でも触れるとは思いますが。

集落支援員を生活支援員として、3人で町単位で動かれています。集落支援員の使い方、やはりどこまでお一人で回られるのか。集落支援

員というものは、どちらかというところ、集落の課題を解決するために、総務省もおろしてきているわけですが、そういう面で生活支援員として、しっかりと要綱によって、目的等もつくられています、まだ定員4人までいってない。それぞれ各町一人でもなかなか広い面積を持つ安芸高田市については、大変難しいことかと思えますけれども、そこについてはどのようにお考えですか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 これは検討せにゃいけんことがあるんです。例えば、地域振興会といっても、規模が違うんですね。100人のところもあるし、3,000人のところもあるんですよ。同じような扱いができないので、このことは実態を調べて、3人でええところ、悪けりや2人にするし、もっと多ければ、ふやしていくし。これは総務省がどうこう言うんじやなしに、うちの実態に合わせて。もらうお金はもろうたほうがええんで、向こうの制度は活用すると思ってます。こういうことがあるんで。

それから制度ですけれども、地域によって、これはほかの者が民生委員がやるととか、やらんとか。曖昧なんで、この辺を徹底していかんやいけん。私で見れば、地域の把握の中で、生活実態をしっかりと把握した上で、福祉施設とか、そういうことを把握する意味の人数と思ったんですけども、地域によっては、介護予防教室の勧誘してみたり、見守りだけをやってみたり、まちまちなんで、ここのところはしっかりと整理をしていきたいと思っております。

そのことによって、人数が妥当かどうかというのは、総務省がどうこうと言うよりも、うちで判断していきたいと思えます。御理解賜りたいと思えます。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 私もこの制度については2つ問題があるかなと思えます。一つは、市長も言われてましたように、見守りについてもいろんなやり方があると。これについては制度の中で、週に2回、電話等で見守り確認。月に2回は、訪問で見守り確認というようなことで、報告書を上げればいいという形で動いてますけれども。見守られてる高齢者の方々が、それで課題が解決するようになっているのか。ある意味、前回市民総ヘルパー構想でやられてた安全生活創造計画。これでは、人材育成までされております。

そういう形の中で、変えるのであれば、前以上のきめ細かい形にならなければいけないのではないかというのが1点。

さらには、副市長が言って、交付金をおろされましたけれども、振興会は高齢化で人が居なくて悩んでるところ。大き過ぎて、またそれをまとめるに難しいと言って悩んでるところ。いろいろあります。ここに向けて、人を配置する。それは抜けてるじゃないですか。そのところをしっかりと2点を抑えていかなければ、せつかくヘルパー構想で、今度

はガイド構想になるという形を変えていっても、今までのものを大切に、ステップアップに向けていったほうがいいのではないかと思いますけれども。ここについて、お考えをお聞きいたします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 御指摘のとおりなので、実態に合わんところは、直していかんやいかんと思ってます。本来は、国のほうもだんだんと、自助の世界を多く拾ってこいと言います、これ絶対。うちの福祉保健計画は内容が中身を見んでもわかるんです。と言うのは、国の金が少ないんで、できるだけ自助、広域的な手伝いをしなさい、自分は自分で見なさいとか、老老介護しなさいということになってきますんで、うちの実態を踏まえた上でやってかんにやいかんと思ってます。

見守りにしても、そういうことなんです。地域の協力があつたら、結果的には医療費も安く済みますんで、県内で初めてスタートした事業なんで、いろいろ課題があると思えますけれども、スタートしたということの評価をいただいて、これからいい方向で直していくんだという意気込みでいってほしいと。

議員御指摘の点は、しっかり踏まえ、改良点、課題として受けとめていきたいと思えます。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 将来に期待をするところでございます。

先ほどの交付税の話から(3)に入っております。しっかりとそれについてはお答えをいただいておりますので、(4)にいかせていただきたいと思えます。

この制度には、総務省の集落支援員も配置されていますが、重なるようではございますが、これからの配置計画と現在の人数、3人と言われました。そこはいいです。仕事の内容について、もう少し深くお伺いできたらと思えます。お願いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「集落支援員の配置計画と現在の人数、仕事の内容」についての御質問にお答えします。

生活支援員制度の普及と、地域振興会等の活動を支援するため、各町に1人、市全体で6人の生活支援員を配置する計画でございますが、現在の人数は3人とどまっているところでございます。

次に、生活支援員の仕事の内容でございますが、生活支援員制度の普及啓発に関する事、実施地域の活動支援及び活動の定着に関する事、地域課題解決のための相談支援に関する事、高齢者等の実態把握及び情報収集に関する事が主なものであります。

普及啓発活動としては、制度説明会の開催、実施地域の活動支援とし

ては、支援者を訪問して、情報交換や相談対応を行うとともに、高齢者の実態把握として対象者を訪問し、生活実態や生活課題の把握を行っているところであります。

また、今年度から地域振興会役員、支援者、民生委員による地域連携会議を開催いたし、連携体制づくりや、地域の生活課題の把握を進めているところでございます。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 先ほどもお話の中で出てまいりました集落支援員についての仕事の内容についてもお伺いしました。配置計画、4人の中で3人という状況でございます。

今回、私の地区のほうも集落支援員の方が回られております。支援員のほうを回られておりますが、ある意味、支援員もそうですが、見守られる方、そちらのほうの御意見も聞いていただきたいと思うところがございます。それが、やはり先ほども申し上げましたように、安心生活創造計画、その事業においては、民生委員、また社協、さらに市長が総ヘルパー構想で育成された介護サポーターの方々がかかわりながら、ちょっとした困り事、そういうところもきめ細かく聞きながら動いてこられている現状がございます。それをどのように振興会が受けて、介護、そこに向けて支援していけるか、見守っていけるかというところが先ほども申し上げましたけど、今後の課題ではないかと。事業が変わったら、前よりも支援が少なくなったとか、もうちょっと話を聞いてほしいけれども、本当に見守ってくれてるだけじゃないかというような声も聞こえてくるときもございます。

そういう中で、せっかくいいヘルパー構想で積み上げてこられたものを今後に向けて、さらに高齢者はふえてまいります。次の(5)で申し上げますが、団塊の世代があと5年もしたら75歳以上になります。さらに団塊の世代になれば、もっといろんな形でしてほしいこと、こんなところが困るというようなことも出てくると思いますが、そういう中でこの制度、先ほども市長言われましたように、しっかりといいものにしていくように、考えていただきたいと思っております。そこについて、先ほど市長は答えられたと思っておりますので、今回振興会に向けて交付金をおろして、この制度をぐっぐつと進めようという声を大きく上げられた副市長にお聞きしたいと思っておりますが、いかがですか。

○先川議長 答弁を求めます。

副市長 竹本峰昭君。

○竹本副市長 今回の生活支援員制度の大きな目的ということは、新田議員さんの質問等にもあったように、地域の中で地域の人を見守り、支えていく仕組みを今後どのようにつくっていくかということが一つ大きな課題であり、そのように大きなくくりでは理解をして、この制度の一つの発端とさせ

ていただいた。地域の中であって、まず一番議論してほしいのは、ある程度この生活支援員制度が進んだ地域にあつては、役員と皆さんが地域の中でどのような人をどのように見守っていこうかということです。いざとなったときにその人らをどのように支援していく仕組みがとれるだろうかという議論をしっかりとされてそういった自主防災等のつながりにまで発展した地域もあります。

そういった中で、やっぱり制度のお互いのもやいの精神、そういったものをさらに高める中で、地域の自助力、また共助の力をさらにつくっていききたい。さらには市長としたら、各家庭とその人の状態の変化に応じた介護サービス、そこにつなげていくような、二つの大きな目的を持って、この制度を進めているというふうに御理解いただきたいと思えます。

そういった仕組みの中で、これからお互いが支え、また介護保険のサービスに確実につなげていくような仕組みとして定着をさせていただきたい。そういう思いでございます。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 副市長が答弁されましたように進むことを期待するところでございますが、(5)に移ります。

先ほども触れました国勢調査をもとに安芸高田市人口動向分析、市が人口動向分析をしたものを2010年のに見ますと、人口ピラミッドの団塊の世代、この2010年の時点で、60から64歳の人口は男女合わせて2,836人です。既に皆さん、今の時点で70歳を迎え、あと5年で75歳以上となります。

そこで、あと5年もすると75歳以上がもっとふえるわけですがけれども、私は政策というものはデータをもとに将来的にも5年先、10年先を見据えて、立案するものだと思いますけれども、今後に向けて、生活支援員制度はどのように機能し、継続させていくおつもりか、お考えを伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「今後に向けて生活支援員制度はどのように機能していくのか」についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、2025年には団塊の世代が75歳を超え、本市の高齢化率は43.1%に達すると推計をされております。

このような中、生活支援員制度は、見守りを通じて高齢者の生活実態を把握し、適切な支援につなげることにより、安心して生活できる安芸高田市を目指すものであります。

今後も、人口減少と高齢化がますます進行するものと予測される中、住みなれた地域で安心して暮らし続けるために、おひとり暮らしの高齢

者など、生活に不安を抱えておられる方々を、もやいの精神によって地域全体で支え合う生活支援員制度がますます重要になってくると考えております。

国のほうも、いろいろ団塊の世代について言いますけれども、なんせ金目のない国が言うわけですから、ここにはお金つきません、絶対に。我々に求められてるのは、自助とか共助の世界を強調してくれと。そのためには、今の生活支援員制度をさらに充実させて、市民の理解を得ることが最大に大事だと思います。得れるもんなら、日本国からしっかりお金いただきたいんですけども、なかなかそのハードルは高いと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 市長からも国にはお金がないからということで、国を当てにするわけにはいかないけれども、地域の見守りをしていかないといけないという意味で、生活支援員制度は必要だということでございました。ただ、この2,836人、現在見守り、全部100%見守るとしたら、1,400万円ぐらいがかかるといような試算もされてたと思います。違ったらあれですが、また訂正していただければよろしいかと思っておりますけれども。

その上に、また団塊の世代が入ってくると、2,000万円以上かかるのではないかと思います。そういったときに、しっかりと財源を何とか確保しながら、見守りを続けていく。

ですが、今見守りをしている方々も年をとる。今見守りをされている方っていうのは、大体60代以降だと思います。若い方もいらっしゃるかもしれませんが、失礼ではありますが、60から70代の方が、今後5年、10年すれば、なかなか自分たちもしんどくなる。見守られるほうになるかもしれません。そういうときも考えて、どのようにするか。さらに言えば、今締結はしてるけれども、交付金をもらってないところも、あるようにお聞きしております。それにお金がかかわることによって、今までのボランティア精神でやってきたことが、何か壊れていくような感じがするとか、一步まだ入れないところっていうのは、お金で今までの見守り、実際にしているところが、そういうお金が入ることによって難しくなる。それをどうするかっていうところが解決できないというような声も聞いたりもします。

さらに言えば、報告書でもって行って、週2回、月2回ということが、それだけで終わってしまう可能性も考えられるのではないかという思いもします。

いろんな観点から、副市長が言われていたような熱い思いを、形を求めても、そこの中にはいろんな方々の思いや、組織的なことや、そういうさまざまな形からの思いを受けとめながら進めていかなければならない。必要性はわかります。そこについて、1点思うのですが、地区防災計画、そういう計画を地域においては、小原のほうはつくられていると

聞きましたけれども、それは必ず今後については、いつ必要になるかわからないものでございますから、そういうものを基点にと言うか核にして、そこから必要性をわかっていただくようなことも必要ではないかなと、やり方の一つとして、思います。

この制度、今後に向けては本当に受ける年代層、年齢も考え、そして見守るほうの年齢も考え、地域の人口を考え、いろんな観点からしっかりとデータをもとに、将来を見据えていかないといけないと思いますが、そこについてはいかががお考えでしょうか。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この課題については我々逃げられないのがあるんですよ。歴代逃げたいと、お金がないのにと。ただ、お金がない、この貧乏な安芸高田市がやろうと思うたら、どうしたらいいかということが行政の課題でございます。何もかも捨ててやるんなら結構でございますけれども、そうは言うても、ちゃんと見んにやいけんと。

そうすると、やっぱりこれまで以上に、自助・共助の世界をふやす仕組みづくりをせにやいけんと。ボランティアでやってもらうわけですから、生きがい対策とか、こういうことをせんにやいけんけれども、加えて行政は、午前中も説明申し上げましたけれども、Society5.0とか、やっぱり自動的に見守るシステム、例えば洗濯機が置いてないから、この人はまだ安全だとか、そういうようなこともしっかり考えていかにやいけんと。

今の手法を全体に100%発揮しながら、この限界集落、安芸高田市をちゃんと構築する仕組みをつくっていきたくて思っています。

お金がなくてやろうと思うたら、知恵等要りますんで、協力要りますんで、このことは市民にも訴えながら、行政としても、そういう前向きな見守り体制も構築していかにやいけんのじゃと認識しております。

御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 地域の人つながりというのは、お金ではかえられないものがあります。始めてしまった制度をどのように、社会状況、地域の状況、そういうものと連動すると言うか、それを考えて包み込みながら、どのような形で進めていくかっていうのは、今後を受けて大きな課題ではあると思いますので、そのところは執行部の力と、そしてトップリーダーの考えで、しっかりとここもやっぱりEBPMがかかわると思うんですけれども、それをもとに進めていただきたいと思います。

では、大枠3点目に入ります。

農地法第3条の農地の貸借と売買に係る下限面積について。

平成28年12月の一般質問にて、本市の30から50アールとばらばらであった農地法の下限面積について、引き下げを提案しました。平成29年6

月に、そのころ既に10アールであった三次市や庄原市と同じ10アールに引き下げられました。平成30年10月13日の中国新聞に「農地取得の下限面積緩和」の見出しで、北広島町0.01アール、安芸太田町1アールと載っておりました。平成21年の農地法の改正で、下限面積は地域の実情に応じて、農業委員会が決められるようになりました。北広島町、安芸太田町は、以前にも、下限面積をそれぞれ引き下げっていますが、今回さらに緩和されたとのこと。手ごろな広さを求める移住者や町民のニーズなどに応えてということですが、安芸高田市ではさらなる緩和について、どのようにお考えか市長のお考えをお伺いいたします。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「農地法第3条農地の貸借と売買に係る下限の面積」についての御質問にお答えします。

農地取得する際の下限面積は、農地法が規定する10アールでございます。空き家バンクに登録されている、農地付住宅を取得しようとする際、下限面積に達しないため、農地取得できず、住宅取得もしないという可能性もございます。

このような農地は、耕作放棄地になるとともに、市外からのIターン、Uターンなどの移住による定住の促進を妨げる要因にもなります。

耕作放棄地となる恐れがある場合など、要件を満たせば、適切と認める下限面積が設定できます。

現在、本市農業委員会では、農地の別段の下限面積の設定に向けて、協議をしておられるところでございます。

いずれにいたしましても、農地を細かくわけるということは、農業にとっては非常に効率を悪くすることになります。我々住宅政策から言うたら、農地付住宅をしっかりと買ってもらうという意味では、手ごろな面積にせんにゃいけんということがございます。

双方いろいろ考えていかにゃいけんと思いますので、本市では現況、他市の例とかを勘案しながら検討してまいりたいと思います。

○先川議長 　　答弁を終わります。

山根温子さん。

○山根議員 　　私の耳に聞こえてくるのは、やはり緑豊かな安芸高田市、どうせ帰るんだったら、自分でつくった野菜を食べて、生活したいというような声も聞こえてきます。そんな方々が入れるように、定住していただけるように、そういう面では他市町にもおくれをとらないように、農業委員会の方々に決断していただくことではございますが、市のほうもそのような形で、定住者をふやすように、頑張ってくださいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○先川議長 　　以上で、山根温子さんの質問を終わります。

この際、14時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~


午後 1時54分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○先川議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
15番 金行哲昭君。

○金行議員 15番、金行哲昭でございます。  
通告のとおり、大枠3点質問させていただきます。  
まず、初めに、市長との一般質問があと2回となります。気合いを入れていきますので、市長もよろしく願います。  
小原保育所の跡地の件でございます。

小原地域が願っておりました、小原地域の保育所の跡地、避難をするのにミューズでは非常に遠くて、いざの場合、行きにくということがありまして、避難場所を選んでくださいました。その中で、訓練等々で御年配の方、若いご夫婦の方、赤ちゃん連れの方、子供連れの方が来たらいっぱいになるわけですよ。それで、狭いんじゃないかという意見も出ましたが、小原保育所が隣にあるじゃないか。ここを利用して、平生も利用者が多くて、つかえとることがあったり、また子供の遊び場もなくなったということで、ちょうどそこを利用させてもらったら、有効利用があってもいいんじゃないかということがありまして、また研修等もできますし、どうかあそこを研修所にとか、小原の跡地をいろいろな面で有効利用ができるんじゃないかということになってます。

きょうの新田さんの一般質問の件で、小原というところは非常に防災を進んでおります。市長の答弁がありまして、非常に私もうれしく思いまして、小原は個別的にあの人はあの人を介護するというのを個々に決めております。そういうところであって、そういうのにちょうど有効利用となるわけです。そういうことで、小原集会所を有効利用のためにも、安全のためにも、地域の中で、地域の人をどのようにお互いに、自助・共助するかということも含んでおります。どうか、いい答弁をいただきたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「小原保育所跡地」についての御質問にお答えします。  
議員御指摘のとおり、基幹集会所であります小原中央集会所「絆」につきましては、今年度7月に災害避難所に指定をしたところでございます。この小原保育所の有効活用も避難地として考えりゃいいじゃないかとございますけれども、耐久性の問題とか課題があるんで、検討をさせてもらいたいとお金を加えたら、また避難できるかもわからんし、いろんな角度から検討させてもらわにゃいけん。いろんな保育所とか、小学校の跡地問題については、大きな行政課題でございますので、有効活用というのは大きなテーマでございますけれども、一応行政の中で検討させ

てくださいというのが今回の答えでございます。検討した上で、次のステップについて住民が納得できる整備をしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 市長が前向きに検討すると、前向きというのは過大表現をしますが、前向きに検討するということですから、前向きに執行部のほうも自助、公助、共助、公助が一番最後でございますが、公助の部分で前向きに検討をよろしく。そのことによって、研修、民宿等ともできて、やっぱり小学校もなくなり、保育所もなくなりということで、寂しいことばかりの地域になってます。住民の気持ちは、がっと上へ上がると、安全、全てのことで上がりますので、そこらを前向きに、前向きに、前向きに検討してください。

2番目にいきます。

成年後見制度についてですが、成年後見制度は平成12年介護保険とともにスタートしました。この後見制度は国が行っていることですが、内容は薄々とは私も理解をしているところですが、確認のため、この意味を含め、この制度がどんな制度か、どのようなことをしているのかお聞きします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどの小原保育所の件、不適切かもわかりませんが、この間大雨で沈んだら、こういうことを何もせんこうに、ほいじゃ避難所と言うたら、行政課題があるんで、こういう課題も含めて一応検討していかないとけんと思います。市全体の避難所のあり方とか、それから保育所だけじゃなしに、小学校の活用も含めて検討させてください。

非常に前向きと言われたんですけども、まあまあ検討しながら、前向きに検討していきたいと思っております。御理解をしてもらいたいと思います。

ただいまの「成年後見制度とは」についての御質問にお答えします。

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方を保護し、支援することを目的としており、判断能力が不十分になってから利用する法定後見制度と判断能力が十分な時から、判断能力が不十分になったときに備えておく任意後見制度がございます。

法定後見制度は、補助、保佐、後見にわかれており、判断能力の程度など、本人の実情に応じて制度が選べるようになっております。

成年後見制度は、認知症高齢者や障害者の地域生活を支える重要な手段の一つであり、認知症高齢者や単身高齢者の増加が見込まれる中、その必要性が高まっていくものと思われま。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員  ちよっとざっと聞いたんですけれども、この成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2通りわかれとるという認識でございますが、市長御存じだと思いますが、担当課がそういうことは御存じだとは、当たり前のことでしょうが、法定後見制度と任意後見制度の意味をお知らせください。

○先 川 議 長  答弁を求めます。

福祉保健部長  大田雄司君。

○大田福祉保健部長  先ほどの答弁でもお伝えしましたとおり、任意後見人制度というのは、まだ判断能力がある方でありましてけれども、今後を心配されて、任意後見制度という形でお受けになられるもの。それと、先ほど後見制度、保佐制度、補助制度と申しましたが、それぞれ判断能力の強弱によりまして、法定の後見制度に対応するものという形になっております。

以上でございます。

○先 川 議 長  答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員  今言う法定後見制度には、後見、保佐、補助ということがあるということで、答弁もらいましたが、任意後見制度の中には、またいろいろな意味があると思うんですが、それは担当部長、そこらの中の分というのは、何か決めごとか何かあるのでしょうか。なぜ聞くのかといえば、ここらで後見人を受けようとか、そういうあれをしようということが理解をしておられない方なんです、私がしてないから思うんですが、部長はそこらをどのように認識されとるか、お聞きします。

○先 川 議 長  答弁を求めます。

福祉保健部長  大田雄司君。

○大田福祉保健部長  任意後見制度は判断能力のある人が利用できるというふうに理解をしていただきたいと思っております。

現在は判断能力があるんだけど、将来認知症や判断能力が衰えたときに、財産管理や身の上の介護などに関するものについて、どのようにしていったらいいのか。かわって行ってもらう人が居ないかもしれないという心配に備えて、任意後見制度というのが設けられております。

以上でございます。

○先 川 議 長  答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員  大体理解ができたような、できんようなんですが。

2番目にいきます。

この制度の内容については、市民はえっとわかってない。今お太助フォン等々で後見制度のことで説明会を開いてくださっておりますが、この中核機関というのがあるというのは、中核機関は我が市、我が担当がやっついていかねばいけないところがあると思うんですが、その中核機関の専門的な補助的な支援が必要と考えますが、その点はどうか考えておられる

のか、お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「中核機関による支援」についての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、成年後見制度の利用促進に当たっては、身近な人が権利擁護支援の必要な方に気づき、成年後見制度の利用に結びつくことができるよう、制度の周知や広報を積極的に行う必要がございます。

広報、相談、成年後見制度の利用促進、後見人支援などの事業を進めていくためには、その中核となる期間の設置が有効であり、専門的な判断や支援が可能となるものと考えます。

本市におきましても、既存の機関等を活用することにより、地域の実情に応じた形で設置に向け、検討してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 しつこいようですが、その法的なことを窓口か中核機関という組織が、

我が市では、平成22年安芸高田市成年後見制度利用支援事業という法的なものできておるんですけども、窓口に来られて、書類とか何かを出さなきゃいけないということになっとるんですけど、あれは担当は何課に行って、処理は家庭裁判所ですかね。そういうところでやるということですが、それでよろしいのか、担当部長、御存じだと思いますが、お教えください。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 おっしゃられますとおり、成年後見人制度につきましては、市のほうでも担当しておりますし、現在でいけば地域包括センターのほうでも相談に乗っております。また、社会福祉協議会においても、その窓口を持っておりますので、市民の皆様におかれましては、相談事があれば、そちらのほうに伺っていただければと思います。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 もう1点、今のあれについてですが。

そういう後見制度を使用する人に求められることは、ある程度その人を見立てる力とか、推進の力とか、管理の力、そういう能力言うたら失礼ですが、そういうもの、提言の力とか、そういう能力の必要性が要ると考えるんですけど、その見立てる人はそういう能力とか力とか、資格というものは要るんですかね。それ1点お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 法定後見制度につきましては、先ほどおっしゃられたように、対象に

なられる方、弁護士の方であったり、司法書士の方であったり、そういった識見を有する方がなられる場合もございます。

ただ、家族がなる場合もあります。ですから、そういった相談に乗っていただく場所というのが必要なのかなと思います。先ほど議員から御指摘がありましたけれども、中核機関というようなところでいきますと、そのような方が本当に後見人制度を必要としているのかどうかというようなことも含めて、相談に乗れるようなところというのが必要になってくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 大体理解できました。

これは、やっぱりその人の保護の関係から、プライバシーの関係、またただの能力だけじゃない、病気だけじゃない、財産の関係。トータル的にやっぱり考えていく必要があると思いますので、その点は市のほうも、中核機関というのは部長、今安芸高田市としては備えていらっしゃるんですか。1点お聞きします。

○先川議長 答弁を求めます。

福祉保健部長 大田雄司君。

○大田福祉保健部長 市長の答弁もございましたが、まだ現在市では中核機関という支援のものについてはございません。ただ、先ほどお伝えしましたように、既存の関係機関ですから、社会福祉協議会であったり、地域包括支援センター、障害者機関相談センター、虐待防止ネットワークなど、さまざまな関係機関ございます。

こちらとの連携をした上で、こういった中核機関と言われるもの、この中には弁護士の方であったり、司法書士の方、また社会福祉士など、重要なキーマンになる方も入っていただいた上で設置するのが正しいかというふうに思っております。現在、市におきましては、中核機関というのは設置をしておりません。

以上でございます。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 わかりました。

今からはやっぱり、認知症の人、いろいろな障害を持つとる人、判断ができない人、高齢化に向かい、まだ社会の中に非常にふえていきますので、その点は行政としても深く考えていただきたいと要望しておきます。

3番目の新規就農者についての質問をさせていただきます。

我が市の新規就農者の現状と減少についての、その原因は担当のほうは把握されとると思いますから、1番目としてその原因を伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「新規就農者の現状、及び新規就農者減少の原因」についての御質問にお答えします。

本市新規就農者の現状は、平成30年度農業次世代人材投資資金交付対象者が7名。そのうち、平成30年度に新たに就農された新規農業者は3名。県立農業技術大学校への就学支援は3名と、目標に達していないのが現状です。

農業に魅力を感じても、農業で生計を立てることに対する経済的な不安が大きいと推測しております。

3名の新規就農先の内訳は、自家農業への就農が1名、雇用就農2名でございます。農業技術大学校卒業生は、卒業後すぐに就農するには経験や資金力が不足していることから、雇用就農への誘導を行っているところであります。

個人経営の小規模農家の後継者が減少し、地域の農業の活力が減少している状況でございますが、法人への雇用就農、農業企業参入の促進を含め、新規就農者の確保を図っているところでございます。

御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金行議員 新規就農者が減ってるということは、農業ベースで考えるとやっぱり減っとるんじやが、全体的に考えると、そうもないということですが、我が市としては農業が主でございますので、農業の分が減っとるということが新聞紙上出ますと、非常にさみしく思う次第でございます。

次に行きます。

農業次世代の技術及び経営ノウハウを身につけることが必要と考えます。その指導者をふやすためには、そこらの見解はどう考えておられますか。お伺いします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「農業次世代人材投資資金や技術経営ノウハウを身につける必要性」についての御質問にお答えします。

農業開始直後の早期経営安定には、技術や経営ノウハウの習得が必要不可欠でございます。

本市では、技術等の習得のため、農業法人等への雇用就農のあっせんや、農業法人研修施設整備等の条件整備を行っております。

新規就農者の農業法人等への就農あっせんなど、進めていくことで、農業者が技術や経営ノウハウを習得する機会増大を図ってまいりたいと考えております。

御理解を賜りますようお願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員　私が思うのは、技術や経営のノウハウをつけることも大事ですが、やはり補助金ですよ。12年度に開始して、一応150万円出ていたことは担当課御存じだと思いますが、19年度から1割減になっとるんです。財政の面と思うんですが。そこらのほうの我が市としての補助とかいうものを考えていかなくは、そのとおりのベースでやりよったんでは、これも人口減でやっと安芸高田市の魅力を感じて来てくださる人に、それから今言う高校専門ですかね。あれと組んでやってるというものあるんで、そこらももっと前向きに考える必要があると思いますが、市長どのような見解でございますでしょうか。

○先 川 議 長　答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長　議員御指摘のとおりで、就農後から自分で自営とか勤め、なかなかハードル高いんで、一つはやっぱりパイプをつくったりというような国の支援もあるんですけども、それを活用しながら市の独自の支援もやってると思うんです。ただ、このことは農業に限らず、普通の企業をされる方にも支援をしとるわけございまして、こういう全体的な見方をしていくことと、もう一つは、今サテライトオフィスとかやっていますんで、そういう中で農業の参入をうまく企画していくことが一番じゃと思っています。

大根と白菜をつくってるんじゃないしに、やっぱりこの就農と。先般もこの羽佐竹の団地でレタスつくる会社が来たり、そういう企業との関連もございまして、多角的に我々も紹介しながら、この人らが将来的に農業ができるような仕組みづくり、ちょっと形を変えてでも農業ができるような仕組みづくりにはこれからも協力していきたいと、かように思います。

○先 川 議 長　答弁を終わります。

金行哲昭君。

○金 行 議 員　今言うサテライトオフィスにしても、他市、他県から来られても、やっぱりそれだけじゃないしに、海の近くへ行けば海で四国ですがサーフィンやって、そこの付加価値をつけるとか。ここは農業やって農業のことでまたその付加価値をつけるという知恵が必要だと思うんですが、市長どう思われますか。

○先 川 議 長　答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜 田 市 長　議員の御指摘のとおりで、そういう知恵が、高宮ですかね。あっここで喫茶店みたいな農業活用してやっておられるんで。都会にはない、いろんな魅力的なものがあるんで、そういうようなことを踏まえながら、やっぱり定住になるような、施策展開が大事と思っています。ただ作物をつくるというんじゃないしに、ああいうようなこともしっかり行政としても支援していかないと、人口減対策の効果は出てこんのんじゃないかと思っています。

- 先川議長 答弁を終わります。  
金行哲昭君。
- 金行議員 私がきょう一般質問さしてもろうとった、小原の保育所の跡地についても、成年後見制度についても、新規就農者についても、人口増につながる質問でございますので、心に命じてよろしくお願ひします。  
私の一般質問を終わります。
- 先川議長 以上で金行哲昭君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
16番 青原敏治君。
- 青原議員 16番、青原敏治でございます。  
大枠2点質問をさせていただきます。  
1番目として防災についてですが、このことについては、過去何回となく質問をさせていただいて、いまだにかなっておりません。そこで、また市民の方から、あの件はどうなったんかというようなことを言われまして、これは続けて私が議員である限りは質問させていただこうかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。  
相も変わらずですが、防災無線の設置について、安心安全まちづくりのための屋外スピーカーの設置が必要と考えますが、市長の見解をお伺ひをいたします。
- 先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 ただいまの「防災無線の設置」についての御質問にお答えします。  
御質問の趣旨は、防災無線と言うよりも、屋外スピーカーの設置についてであると解釈してお答えします。  
この数年間、繰り返し答弁をさせていただきましたとおり、屋外スピーカーを整備するには、初期投資費用や維持管理費など財政的な面を考慮する必要があります。また、屋外スピーカーの問題点といたしましては、豪雨時に音声聞き取りにくいこともございます。  
昨年の西日本豪雨や、今年の台風19号などでは、屋外スピーカーが聞き取れないという課題もあったことから、全国的に屋外スピーカーよりも戸別受信機への関心が高まっているところでございます。  
このような状況から、現時点では屋外スピーカーの整備について、具体的な検討は行っておりませんので、御理解を賜りたいと思います。  
議員御指摘の市民の方々に、いわゆる防災機能を的確に伝えるということは、行政の課題でございますので、大きな見地からまたこういうことは検討していきたいと思ひます。
- 先川議長 答弁を終わります。  
青原敏治君。
- 青原議員 今市長の答弁の中では、やっぱり屋内のほうがえかろうと、いうことを今言われとるんですが、だったら、今のお太助フォンを全戸へ配置するというようなことも検討されとるんかどうか、再度お伺ひをしたいと



思います。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 お太助フォンの設置についてだと思えます。

現在、お太助フォン設置状況、世帯数に換算しますと、高齢者がこの間、かなりふえておりますが、数世帯の方がお亡くなりになる。または施設に入居されて、解約されるというのが多くございまして、現在77%です。当初は80を超えておりましたけれども、現状ではそうです。しかしながら、その他の部分の世帯については、ふえておりますが、余りにも急速に高齢化が進んでおるとい部分では、減少をいたしております。

しかしながら、これまでもお伝えをしておりますけれども、光ファイバー網を整備をするにあたって、本市においてはお太助フォンによって、そういった緊急の告知を行うということを選択しております。そのことはこれまでもお伝えをいたしておるとおりでございます。

必要ないとは申しませんが、今や、年代ごとによってはSNSでの情報の入手というのが主流でございます。確かに、50代以上、60歳以上については、そういった部分もだんだん少なくなります。年代に応じた部分での情報の伝達というのをこれから模索していく時代だと思っております。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 いろいろ政策でやっつけられるとは思いますが、ぜひ、お太助フォンを全戸配布、無料配布というような形でも、私はするべきだろうというふうに思います。

今先ほど部長が言われたように、77%云々の普及率の中で、ほいじゃあとの20何%というのはええんかという話になるんです。メールじゃSNSじゃいうのもいろいろ手段はとっつけられるようですが、災害は待ってくれんですよね。遅いんですよ。メールで来ても、消防なんかでもそうですが、瞬時にどこそこが火事よと言うたときに、すぐ来れるかと。メールが配信できるんかということなんです。行ったときにはもう消えとったよと。もう終わとったよと。というようなこと、多々ある。

だから、それじゃあやっぱりね、災害が防げるもんが防げんようになったというような状況にもなるんじゃないかなと思いますよ。その努力をしていただきたい。それができんのだったら屋外スピーカーつけてくださいや。20何%の人のために。私はそういうふうに思いますよ。

今も携帯電話がどんどんどんどん普及して、お太助フォンをつける人、若い人なんかほとんどつけてないんですよね。ほいじゃあの人ら放つときゃええんかという問題じゃないというふうに思う。

これは何回も言うところなんです、そこらあたりの部長の考えをお聞かせください。

○先川議長 答弁を求めます。

総務部長 西岡保典君。

○西岡総務部長 私の考え方と言われましたけれども、基本的には20数%というのは若い世代で、議員おっしゃるようにSNSで情報を得られとるとというのが現実にあるわけですから、それはお太助フォンに頼らなくても現状で、例えば、Facebookであったり、ツイッターであったり、最近ではLINEであるとか、そういった部分で十分情報が得られるという部分です。

遅いからと言われますけれども、あくまでも情報を発信するのは行政の部分でありまして、屋外スピーカーだろうが、SNSだろうが、同じことだというふうに理解しております。

以上です。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 先ほども言いましたように、このことについてはかなうまで、議員である限り、質問させていただきたいというふうに思います。飛ぶかもわかりませんが。

次の質問に移ります。

本年8月に九州北部で豪雨災害が発生し、10月には東日本でも豪雨災害が発生しました。これらの豪雨は想定を超え、甚大な被害をもたらしています。これまでの常識以上の対策が必要と考えますが、自主避難の徹底及び職員体制の確保についてお伺いをいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「自主避難の徹底及び職員体制の確保」についての御質問にお答えします。

自主避難の徹底につきましては、台風接近時などには、早目に避難していただけるよう、各町1カ所の自主避難箇所を開設をしているところでございます。

気象状況が悪化した場合には、マニュアルに定める発令基準に基づき、空振りを恐れず、避難勧告などの避難情報を発令しているところでございます。その際には、市民の適切な避難行動につながるよう、簡潔かつ緊迫感を持たせるように、情報内容の工夫も行っているところであります。

職員体制の確保につきましては、年度当初に各部署の配置計画を作成いたし、どの段階でだれが配備し、何を担当するのかを決めております。

さらに、災害が大規模となった場合には、自衛隊の派遣や緊急消防援助隊等、また応援協定や知事会を通じた、他の自治体の支援を受けることができるように仕組みをつくっております。

このような仕組みを有効活用しながら、迅速に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 万全の体制で、やっぱり市民の安心安全を守っていただきたいというふうに思います。

がしかし、職員体制については、職員さんの中にも消防団員もおられますよ。そこらあたりの扱いですね。職員として扱うのか、消防団員として扱うのか。そこらももう少し研究をしていただきたい、と思います。

それと、高齢者とか寝たきりの人等々について、やっぱり情報が遅いんですよね。だから、各旧町単位で支所長さんがおられますんで、支所長さんを中心に、情報をいち早く、あっこはどうで、ここはこうでというような情報をしっかり流していただいて、そこには団員であろうと、職員であろうと、すぐさま行って、さっき市長が言われましたように、いち早く避難できるような体制づくりを構築していただきたいというふうをお願いをします。

次に移ります。

このことも前回6月の定例会で言いましたけれども、市長も前向きな答弁をいただいたんですが、その後どういうふうになっとるか、お聞かせを願いたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「有害鳥獣対策の補助金、防護柵の設置補助金の見直し」についての御質問にお答えします。

要綱改正につきましては、6月第2回定例会におきまして御説明を申し上げたとおりでございます。要綱改正について、検討してまいりましたが、現在のところ、要綱の改正を行っておりません。

御理解を賜りますようお願いいたします。

変わると言えば、私が国へ申し出て、国有林関係のシカ対策については、モデル的にうちの中へ積極的に国の金でやっちゃろうということでございますんで、こういうことを踏まえながら、今までのうちの補助金、農協とかやってるが、適切かどうかということのを体系的には組み合わせていきたいと思っております。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 何ら変わらないというような状況にあるというふうに思います。

きょうも同僚議員が農業政策については、かなり質問をして、市長さんも答弁をされとりますよ。やっぱり農業は、安芸高田市にとって基幹産業であり、大事な施策の一つの中じゃなかろうかと思っております。それが衰退して荒廃地がふえる。どんどんどんどんふえていく。そうなったとき、どうなるんですか。どういうふうに方向変換するんか。そこらあたりの補助金をケチらずに、やっぱり担い手育成とか、人口減とか、いろんなことがあるんですよ。それに必ずつながってくるんです。それが大

きなことなんです。

ここで少額ですよ。これは。小規模農家がやる事業なんていうのは、一人でやるときには、10万も20万も100万も200万もかけるような事業なんかは、ありやせんのですよ。せいぜい5万円か6万円、その米をつくって、野菜をつくって、どれだけの収入があるんですか。その中でやるんですから。だったら、できる限りのことは補助をしてあげたほうがええんじゃないかと、それがやっぱり後継者につながるんじゃないかというふうに、私は思いがするんです。

これは、前回も言うたと思うんですが、そこらあたりをもう一回しっかり考えていただきたい。これはほいじゃ変えてみようというようなお考えがあるかないか、再度お伺いをして終わります。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 農業支援の話でございますけれども、我々もできることなら、しっかり支援してあげたいんですけれども、商業者に比べて先ほど申し上げたように、国とか県的には非常に手厚い支援をしているんですけれども、それに加えて、支援の必要があるんなら検討していきたいと。そのためには、あしたも、ひろほく農考会の青年部と話をしますけれども、彼らの要望をしっかり聞きながらやっていきたいと。うちは農業ばかりやとるわけじゃないんで、全体的なことをやとるんで、市の財政規模にしては、よく補助をしてるほうだと思ってるんですけれども、さらに要望があれば、もう少しいい形で支援をしていきたいと。

彼らも、前進的な農業を提案してますよ、ちゃんとね。そういうものについてはちゃんと支援をしてあげたいと思ってます。

今後、農業というのがSociety5.0を使いますと、楽にできるからふえてくると思うんですよ。これも定住につながってくるんで、しっかりとその辺の情報を踏まえながら、作戦も立てていきたいと、かように思います。

貴重な御提言ありがとうございます。

○先川議長 答弁を終わります。

青原敏治君。

○青原議員 以上で一般質問を終わります。

○先川議長 以上で、青原敏治君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 秋田雅朝君。

○秋田議員 13番、秋田雅朝でございます。

本日ラストバッターを務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

本日は、教育施策について、大枠2点お伺いしたいと思います。

まず1点目といたしまして、大きくは学校教育について、ということで、その中の1点目として、小学校英語（外国語）教育の必修化に向け

た取り組みについてでございます。

御承知のように、2020年度からの全面実施に向けて、2018年度から移行措置として、3年生から6年生まで英語の授業が始まっていると認識させていただいております。スムーズな移行に向けて、一般的な課題として、授業準備等の時間確保、それから教員の指導力等が挙げられているわけですが、本市における、そういった状況についての所見を教育長にお伺いしたいと思います。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「小学校英語（外国語）教育の必修化に向けた取り組み」についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のように、来年度からの学習指導要領全面実施に向けて、平成30年度から市内全小学校におきまして、3年生から6年生まで、外国語の授業を行ってきております。

御質問の教員の指導力向上につきましては、広島県教育委員会が主催します、小学校外国語パワーアップリーダー研修を受講した教諭をリーダーとして、市内小学校の担当者を集めた研修会を実施するなど、指導力の向上を図ってきておるところでございます。

また、平成30年度から英語の授業につきまして、英語科を担当する教師を指導、アドバイスする学校教育推進アドバイザーや英語教育担当の指導主事が小学校を訪問し、具体的な指導を行ってきているところがございます。

授業準備の時間確保につきましては、現在のところ、外国語デジタル教材を活用することで、授業準備等の負担軽減を図っております。

御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま答弁をいただきました。指導力の向上につきましては、小学校パワーアップ研修会であったり、学校教育推進アドバイザーによって取り組み、ということと、デジタル教材の活用ということがございました。

私、この質問は、ともかく2020年の英語教育の全面実施に向けて、いかにスムーズに取り組みが進んでいくかということを主体として、質問をさせていただいております。

私が思っているのは、現況でも、かなり学校の先生方は多忙でございます。そこに英語が必修化、あるいはプログラミング教育であったり、それから道徳の教科化とございます。そうしたことを一生懸命先生は取り組まれて、こなしていただいているというふうには理解しますが、とりわけ英語になりますと、英語を教えるための勉強をなさったり、それから授業の準備に時間を費やすということがございまして、大変ではないかという思いが、まず一番でございます。実際に教育課程の標準指導

時数というのが、3年生では945時間が908時間、4年生から6年生は908時間の授業が1,015時間に改定されたということで、厳しい状況になっていくということで、まずはそうしたことの課題も先ほど答弁いただいたようなことで対応はされているということで理解はさせていただきたいと思います。

ただ、もう1点、教職員の方の指導力ということに関しまして、先ほどデジタル教材の話がございました。そこでもう1点そのことについて質問をさせていただければと思います。

それで、小学校英語の指導をどう強化するか、という学校現場の課題について、今までは英語教育を担当しているのは学級担任が80.5%、それから2017年度にALT、いわゆる外国語指導助手ですね。と一緒にやった授業が71.4%と昨年度より9.0ポイントぐらいは上昇してるんだということがございますが、ICT情報通信技術機器の活用も99.0%に上り、多くは教師がデジタル教材等を活用した授業というふうになっておる。そこでデジタル教材の活用ということが出てくるわけですが、本市ではいち早く各学校に電子黒板等が配備されております。配備され、ICT教育に本当に充実した取り組みをされているというふうには認識しております。

ただ、デジタル教材というのがお聞きしたら少し高額なものなんだということを伺っております。であるなら、このデジタル教育を活用して、予算計上も含めて、そこらを活用して、取り組むことはやはり先ほどの教育長の答弁もございました、この活用で対応していくというところにつながっていくので、そこらあたりの対応を高額なもの、各学校にかなり入るように、検討していただけることはできないか。再度お伺いしたいと思います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘のように、現在学校現場というのは、本当に多忙をきわめる状況になってきております。一方、ここにきまして、働き方改革ということで、月当たりの時間外勤務時間の基本というものも示されまして、早く帰ることはいいことなんです、なかなかその働き方改革ということの中で、本来次の日の授業準備で残らなければいけない状況があっても、管理職はこれ以上残ることなく、下校するよというこの指導もしなければいけないような状況になっております。

それで、今議員御指摘のデジタル教材ということにおきまして、恐らく今後は、国のほうも一定の方向性を示してくるのではないかなと予想しております。本市の場合は、いわゆる電子黒板を整備をしていただきました。現在もそうなんです、この電子黒板を使って、特に英語活動あたりは、非常に有効で子供たちが興味を持つような授業を既に展開をしてくれております。したがって、このあたりをさらに精度を上げるということと、先ほど申しましたように、国の動向等を見ながら、デ

デジタル教材というのは、またすぐれた効果的な指導ができる、そういう内容に編集もされておりますので、費用面の大きな課題がございますが、引き続いてここらを検討して、来年度からの本格実施に向けて他におくれをとることがないように、現在のICT化の取り組み等を生かしながら、引き続き努力を続けていきたいと考えておりますので、御理解いただくよう、よろしく願いいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ぜひとも検討のほうよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

文部科学省では、課題として、小学校高学年の英語教育は指導内容の高度化、指導時間がふえますが、現状では高度な英語指導力を備えた人材の確保が急務であると。それから、小学校中学年、3年生、4年生の担任も指導力が必要なため、指導体制の大幅な強化が必要というふうにも言われております。

こうしたことを踏まえまして、提案なんでございますが、本市では、こういった課題を補うために、英語教育における専任の教師の配置、専科教員と言うんですかね。その配置をされてはというふうに思うんですが、所見について、これは市長さんにも通告しとるんですが、これはもしそういうことを提案させていただき、検討していただけるなら、予算措置が必要ということなので、そこらあたりの観点も含めて、市長の答弁をいただき、それから教育長さんの答弁をいただきたいと思っております。

○先川議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの「英語教育の専任教師の配置」についての御質問にお答えします。

本市においては、ALTの配置や学校教育推進アドバイザーによる授業改善など、英語教育に対する指導体制の強化に取り組んでいるところでございます。

専任教師の配置につきましては、課題もございますし、今後国の動向を注視しながら、本市の実態に応じた配置について、研究していきたいと思っております。

御理解をしてもらいたいと思っております。

○先川議長 引き続き答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「英語教育における専任の教師の配置」についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、外国語の教科化に伴う指導力を備えた人材と指導体制の強化につきましては、本市においても中心的な課題であると認識をしておるところでございます。

先ほども答弁いたしましたように、この間、教員の指導力向上に向け

での研修や、ALTを活用しての授業など、体制づくりを進めてきているところでございます。

国においては、先ほども申しましたが現在、義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた、学級担任制と教科担任制のあり方についての検討が行われています。いわゆる、これまた議員御指摘のように、小学校も高学年あたりは、現在中学校の指導にありますように、学級担任制から教科担任制への移行が進んでくるものと予想をしております。したがって、専任教師の配置につきましては、こうした国の動向等を見ながら、本市の実態に応じた配置について、今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま市長のほうからは、国の動向を注視しながらということで検討をしていくということだったと思います。国の動向というのが、教育長さんおっしゃられましたことだというふうに思います。

まずは学級担任制のことと、それから教科担任制ということだったと思います。私もこれはもう4月のころの今年度当初の話だったと思うんですが、教科担任制を諮問したと文部科学省が中教審に諮問をしたんですよという記事が4月18日に出了。内容的には、柴山文部科学大臣が今後の教育のあり方に関する総合的な検討を中教審に諮問した、各教科を専門教員が受け持つ教科担任制の小学校高学年への導入推進やそれに伴う免許制度の見直しを高校の普通科を専門性の高い学科に編成することなども含めて、それを柱として検討していくということでした。文科省では、小学校では現在、学級担任から全教科を教えるのが基本となっている。教科担任制も小学校6年生の場合は、音楽や理科で18年度に既に取り入れている学校が5割前後あるんだということが載っております。

この教科担任制の利点を文科省のほうは20年度から始まる高学年での英語の教科化、プログラミングの必修化などに伴う専門的指導力の発揮や学級担任の負担軽減を想定して、これに取り組んでいくだろうと。21年度ぐらいから検討していくということだったと思うんです。

なぜこんな話をさせていただくかと言うとこの専任専科教師の配置も、それからこうやって教科担任制にすることが少し似たところはあると思う。ただ、内容的に本当に一緒なのかどうかは、私もその現場でないんでわかりませんが、そうであるなら、1年待ったら、そういう施策も出てくるということだし、もしそれがどうなるかわからないという今の状況では、もう4月から英語が教科化されますんで、専科教諭を配属していただくということも選択肢の一つというところの決断ではないかというふうな思いで、これを質問させていただいております。

先ほど答弁はいただいたと思うんですが、そうしたことを踏まえて、



しっかりそういった検討のほうをしていただければと思いますが、再度教育長さんの見解を伺います。

○先川議長 答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 議員御指摘の件でございますが、現在教師の配置については、これまでも答弁をしてきておるところでございますが、基本的には児童数、それから学級数に応じて、その年度ごとのいわゆる教諭の人数が決まるという定数法という法に基づいて配置がされるということになっております。

私も来年度に向けて、このことを非常に関心を持っておりますので、これまでも県教委へ訪ねたりと、いろんな形で情報収集に努めておるところでございますが、どうも来年度につきましては、一定の規模以上の学校に対して、その学校が要望すれば、これがまた必ずということではないんですが、専科で指導できる加配の教員の配置を検討するというところで、残念ながら小学校学校規模適正化は進めてきたんではあります、その一定規模ということに該当する学校は、ごくごく限られた形になってきております。

それで現在、本市におきましても、先ほどもありました理科でありましたり、他の技能教科あたりを中心に、専科制で指導している小学校も既にごございます。また、中学校のように、英語科の指導ができる、英語の免許を所有した小学校勤務者は極めて少数ではあります、何人かは英語の教員免許を所有している教諭も現在、市内に在籍しておりますので、そのあたりを何とか、有効に配置をしながら、当分の間は専科ということにはいきませんが、効果的な指導ができる体制を努力してまいりたいというふうに思います。

そういう中で、先ほども申しましたように、国の一定の方向性が決まりましたら、また本市の課題に照らし合わせて、そのあたりの検討を重ねてまいりたいと考えます。

よろしく願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 しっかり検討をしていただくということなんですが、もう1点、つけ加えさせていただきますと、小学校の英語を3年生から始めるということにつきましては、中学校の英語教育につながることを国のほうも期待されとりますし、本市においてもそうだと思うんです。ただ、ここばかり言うのもおかしいんですが、学力調査で、今年度、少し英語に関しては低いということがあったんで、なおさら専科にしても、学級担任制にしても、その英語教育がしっかり充実することを市長さんも英語教育には力を入れるということをおっしゃっていらっしやいましたし、そうしたことを踏まえて、ぜひともそういった取り組みを検討していただきたいということでお願いをしておきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

(2) です。

教職員の放課後の時間確保対策についてということでございます。

福山市教育委員会では、各小中学校に空調設備が整えられるのを受け、夏休みを短縮し、年間を通して1日の授業時間を短縮して、児童が余裕を持って学び、教職員の放課後の時間確保につなげるというようなことが新聞報道でございました。本市では既に、各学校にエアコン等が整備されており、こうした取り組みは本市においては可能ではないかと私は考えるんですが。そして、そのことが教職員の働き方改革にもつながっていくのではないかとというふうに思うのですが、見解について教育長さんにお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「教職員の放課後の時間確保対策」についての御質問にお答えをいたします。

福山市教育委員会が夏休みを短縮し、教職員の放課後の時間確保につなげる取り組みを始めることにつきましては、新聞報道で承知をしているところでございます。

本市におきましては、今年度、授業時数を確保することを主な目的として、夏休みの終了を約1週間前倒しし、8月26日から2学期をスタートし、対応してきたところでございます。

議員御指摘のとおり、本市におきましても、関係者の御理解、御協力をいただく中で、他市町に先駆けて市内各小中学校にエアコンが整備され、教育環境を整えていただいております。

夏休み時間の短縮につきましては、児童生徒の学びの充実、授業時数の確保、教職員の働き方改革等の点からも、今後も引き続き校長からの意見聴取や他市町の状況を注視しながら、必要な検討をしまいたいと考えておるところでございます。

御理解をいただきますよう、よろしく願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 本市においては、今年度も既に1週間前倒しで、そういった取り組みをされているということでございます。これも、今の空調設備等の全校配置、エアコンの配置、市長の施策のたまものだと私も感謝しておりますし、そうしたことを教育のほうで有効活用していただきたいと考えます。

次の質問に移ります。

中学校統合についての現況は、ということで御質問させていただきます。

第2期安芸高田市学校規模適正化推進計画は、平成28年3月に改定され、推進期間を令和2年度までとして現在に至っております。配置計画の基

本的な考え方では、「第1期の市内2中学校とする」とされていましたが、具体的な配置については、校数を含めて小学校の統合の実施状況を勘案しながら、しかるべき時期に再度検討しますと掲げておられます。

今年度、高校生と議会との意見交換会でも、「市内中学校の学校統合等についての状況は」というような質問ございました。こうしたことも踏まえ、第2期の中での統合計画について、現在の状況、または来年度に向けての取り組みについて、教育長にお伺いいたします。

○先川議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 永井初男君。

○永井教育長 ただいまの「中学校統合の現況」についての御質問にお答えをいたします。

現在、取り組みを進めております小学校の規模適正化につきましては、今年度末をもって、一定の整理ができることとなりました。改めて、市民の皆様を初め、関係者の皆様の御理解と御支援に感謝とお礼を申し上げるところでございます。

これから取り組む中学校の規模適正化につきましては、単に学校数を検討するだけではなく、本市の子供たちにとって、より適切な教育環境を整備するといった視点で、小学校統合後の地域事情等も踏まえ、先ほど議員からありました第3期の計画改定に向けて、検討を開始していきたいと考えております。

御理解を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○先川議長 答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 第3期に向けて検討をしていくということでございました。

先ほど申しました高校生との意見交換会、これは吉田高校においてグループごとに分かれてやりましたけれども、私ともう1名の方で担当した班が12名ございましたけれども、その中で出た意見で、逆に、そのときに「市内中学校の学校統合について状況を教えてください」という質問だったので、逆に「あなたたちはどう思っていますか」という質問を、こっちから生徒のほうへさせていただきました。そうすると、12名か13名だったと思うんですが、全員が「いや、統合はしてほしくないんだ」という答えを返してきました。

現段階で、生徒たちの意見反映は、私は難しいんじゃないかというふうに思いますが、その中の意見として考えたら、やはり各学校残っというほしいなというのが正直なところなんだろうと思います。

だけれども、先ほどございましたように、いろいろな課題がございますので、それはクリアして、3期の中で検討していただきたい。一つ大事にしていきたいのが、この第2期の学校規模適正化推進計画における計画の円滑な推進というところに掲げてありますけれども、計画を円滑に実施していくためには、児童生徒の保護者を初め、地域住民の皆さんと児童生徒を中心に据えた協議を真摯に進め、合意形成を図るとい

うことを基本に、今後計画を進めていただきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。

向原高校の存続、魅力づくりについてということでございます。

存続というのは、地域懇談会での意見のまとめ方として、こういうまとめ方をさせていただいたわけですが、令和元年度市議会地域懇談会において、向原高校の存続あるいは魅力づくりについて、市民より御意見御要望、かなりたくさんいただきました。

内容につきましては、先般正副議長、正副議会運営委員長より市長のほうに報告させていただいたところですが、少し抜粋させていただきますと、「語学に力を入れた特色をつくり、生徒をふやしてはどうか。」、あるいは「普通科のみでなく就職に有利な魅力のある科を設けてほしいので、県教委へお願いしていただきたい。」とかいったような御意見がございました。こうしたことの実現に向けては、やはり行政、議会、市民の協働による取り組みが必要不可欠だと思います。県教委等への要望活動も主体となると考えているのですが、市長、教育長、それぞれの立場から市民の意見、この要望に対する見解をお伺いしたいと思います。

○先川議長 　　ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 　　浜田一義君。

○浜田市長 　　ただいまの「向原高校の存続と魅力づくり」についての御質問にお答えします。

向原高校の生徒数減少問題に関しましては、市としてもまちづくりの観点から、非常に危惧をしているところでございます。

特に、昨年7月豪雨災害により、JR芸備線が不通になった際、生徒の減少にさらなる拍車がかかるのではないかという思いから、生徒の通学に対し、補助金制度を設け、学校の存続の危機の解消を図る支援を行ったところでございます。

議員御指摘のとおり、学校の存続と魅力ある学校づくりを実現するためには、学校と行政、地域が共通認識のもと、一体となって取り組んでいく必要があると考えておりますので、引き続きの御協力をお願いしたいと思います。

今議員さん語学力や就職について言われ、もちろんでございますけれども、特色ある学校ということで、今議長らと一緒にハンドボールの、せっかく全国優勝してるんだから、ここを生かしたらどうかっていうことも挑戦をしております。

いずれにしても、よそから来るためには、人が安芸高田市へ来ないので、やっぱり神楽だけじゃなしに、そういうような魅力ある学校づくりをしないと人は来ないということで、御理解してもらいたいと思います。

○先川議長 　　引き続き答弁を求めます。

教育長 　　永井初男君。

○永井教育長 　　ただいまの「向原高校の存続と魅力づくり」についての御質問にお答

えをいたします。

市長の答弁にもありましたように、教育委員会としましても、生徒数減少を非常に危惧しているところでございます。

現在、教育委員会では、ふるさとの歴史や文化を学びながら、安芸高田のよさや課題について考え、ふるさとを誇りに思う子供の育成に努力をしておるところでございます。

今月14日には、第2回になります、市内の小中学校の児童生徒が一堂に会し、安芸高田郷土学交流会を開催することとしてます。こうした取り組みが少しでも地元高等学校への進学につながってくればと強く願っているところです。

いずれにしましても、市長の答弁同様、学校、行政、地域が一体となつての取り組みはもちろんですが、教育委員会としましては、広島県教育委員会との連携を含めた働きかけを丁寧に行い、向原高校の存続、魅力づくりを支援していきたいと考えています。

要するに、高等学校の側は、いかに魅力ある学校をつくるかということでございますし、義務教育を預かる教育委員会としましては、やはりどれだけ地元の高校へ目的を持って主体的に進学をしていくかというそういう中学校の進路指導も必要であるというふうに考えておりますので、このあたり努力をしながら、少しでも地元の高校の存続につながるよう、努力をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○先川議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ただいま、市長のほうからは行政としての立場からの助成であったり、いろいろな災害対策等もございましたけれども、対策をしていただき、教育長のほうからは魅力ある学校づくりが今後の安芸高田市につながっていくということだったと思います。

本当にこの地域懇談会でいただいた意見、現況に密着したものはあるというふうに私も考えさせていただきます。

例えば、福祉専門の学校にしたいというような意見があり、それは安芸高田市には清風会であったり、ひとはだったり、たんぽぽといった障害者福祉施設があるので、そこらあたりと連携した取り組みをしたらどうかとかいうような意見もいただきましたし、それは本当に安芸高田市に密着していることだと思います。

この質問をさせていただいたのは、一応意見をいただいたら、委員会として協議をしながら反映をさせていただきたいという思いがございしますが、やはり課題として、これは余りにも大きいという思いがいたしますので、先ほど来出ております行政、議会、それから地域の方が連携しながら、今後何年かかるかわかりませんが、そういうことを目標にやっていくことが大事だということで、質問をさせていただいておりますので、御理解はいただいておりますので、ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。

最後になりますが、浜田市長様におかれましては、あと残任期間がございますけれども、くれぐれも健康に留意をしていただき、施策展開を最後まで、どうかよろしく願いすることを申し添えさせていただきます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○先 川 議 長

以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は、明日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員